

令和3年度

保育所のしおり



令和2年10月発行

芦屋市こども・健康部子育て推進課

概要版

このページは、令和3年度保育所のしおりのの中から特に大切な情報をピックアップし、掲載しています。保育所のしおりを見ていただく際のツールとしてご活用ください。

入所(園)するには
どうしたらいいですか？

- ・保育施設の入所(園)について、申請書及び必要書類を期日までに子育て推進課にご提出ください。必要書類については、世帯の状況に応じて異なりますので、参考ページをご覧ください。

参考ページ→ **P10～12**

入所(園)の締切と
流れを教えてください。

申請

- ・毎月の入所(園)申込の締切は、入所(園)を希望する月の前月の10日(土・日・祝日の場合はその前日)までです。【令和3年4月入所(園)は受付時期が異なります。】



参考ページ→ **P7～8**

入所者の選考

- ・各世帯の状況を指数(ポイント)化し、指数の高い方から内定を決定します。
- ・定員の都合により、希望保育施設に入所(園)できないことがあります。



参考ページ→ **P9・74～75**

内定・面接

- ・内定となった場合、電話もしくは文書でその旨を通知します。その際、面接の日程をお知らせいたしますので、面接までに健康診断を受診の上、保育施設で面接を受けていただきます。



参考ページ→ **P7～8**

結果の通知

- ・入所(園)承諾もしくは不承諾を通知します。
- ・入所(園)となった場合、最長2週間程度の慣らし保育があります。

参考ページ→ **P7～8・P39**



保育時間は
何時から何時までですか？

- ・保護者の仕事・勤務時間などを考慮して、保育時間が決定されます。

参考ページ→ **P13～14**

保育料はいくらですか？

- ・保育料は、世帯の所得に基づき決定されます。

参考ページ→ **P21～35**

保育所のしおりは保育を必要とする保護者の方向けに保育施設の申請等をご案内する内容となっています。
幼稚園や認定こども園の幼稚園部の入園をご希望の方は、各施設の入園案内をご確認ください。

目次

■ 就学前の子どもを対象とした教育・保育施設について	
1 施設の種類	1
2 教育・保育給付認定	2
■ 入所の申請について	
1 申請から利用までの流れ	7
2 保育施設利用の要件	9
3 入所者の選考(利用調整)	9
4 提出書類	10
5 保育施設の保育時間	13
6 延長保育(時間外保育事業)	15
7 育児休業中・育児休業取得予定の方	17
8 求職中の方, 退職された方	17
9 他市への申請, 他市からの申請	18
■ 費用について	
保育施設利用に係る費用・無償化	21
■ 園での生活について	
1 保育	39
2 給食	40
3 保健衛生	41
4 入所時のきまり	42
■ 多様な子育て支援	
1 病児保育事業	49
2 一時預かり事業	51
3 預かり保育など子育て支援	52
■ 保育施設 Q&A	55
■ 資料	
1 保育施設所在地	65
2 保育施設一覧	66
3 令和3年度保育施設定員一覧(予定)	68
4 嘱託医一覧	69
5 保育施設における主な感染症	72
6 入所基準表(令和2年度参考)	74
■ 保育施設のページ	77
■ 市立幼稚園・保育所のあり方について	105

**就学前の子どもを対象とした
教育・保育施設について**

1 施設の種類

就学前の子どもを対象とした芦屋市内の教育・保育施設は以下のとおりです。

保育所(園)

0～5歳児

- 就労などのため、家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設です。
- 市内には、4か所の市立保育所と11か所の私立保育園があります。(P66参照)
- 保育所(園)によって、入所(園)の対象年齢は異なります。

認定こども園

0～5歳児

- 幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。
- 市内には、2か所の市立認定こども園と3か所の私立認定こども園があります。(P66・67参照)
- 3歳児からは、保護者の働いている状況に関わりなく、教育・保育を一緒に受けます。

(地域型保育)

小規模保育事業所

0～2歳児

- 保育所(園)より少人数(19人以下)の単位で、0～2歳の子どもを保育する事業です。
- 市内には、6か所の私立小規模保育事業所があります。(P67参照)
- 家庭的な雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。

★ 芦屋市内の保育施設の今後の概要は、「市立幼稚園・保育所のあり方」のページ(P105～)をご覧ください。

★ 他市においては、その他事業所内保育所等の形態があります。



2 教育・保育給付認定

保育所(園)、認定こども園(保育所部分)、小規模保育事業所等の利用に際しては、保護者の就労等により、保育を必要とする認定(教育・保育給付認定)を受けることが必要となります。教育・保育給付認定は子どもの保護者が居住する市町村にて行います。

(1) 3つの認定区分について

認定区分	年 齢	保育の必要性	利 用 で き る 施 設
1号認定	3～5歳	なし	幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)
2号認定	3～5歳	あり	保育所(園)・認定こども園(保育所部分)
3号認定	0～2歳	あり	保育所(園)・認定こども園(保育所部分) 小規模保育事業所

★ 1号認定を希望の方は、直接、幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)※へお問い合わせください。

※ 市立認定こども園は子育て推進課までお問い合わせください。

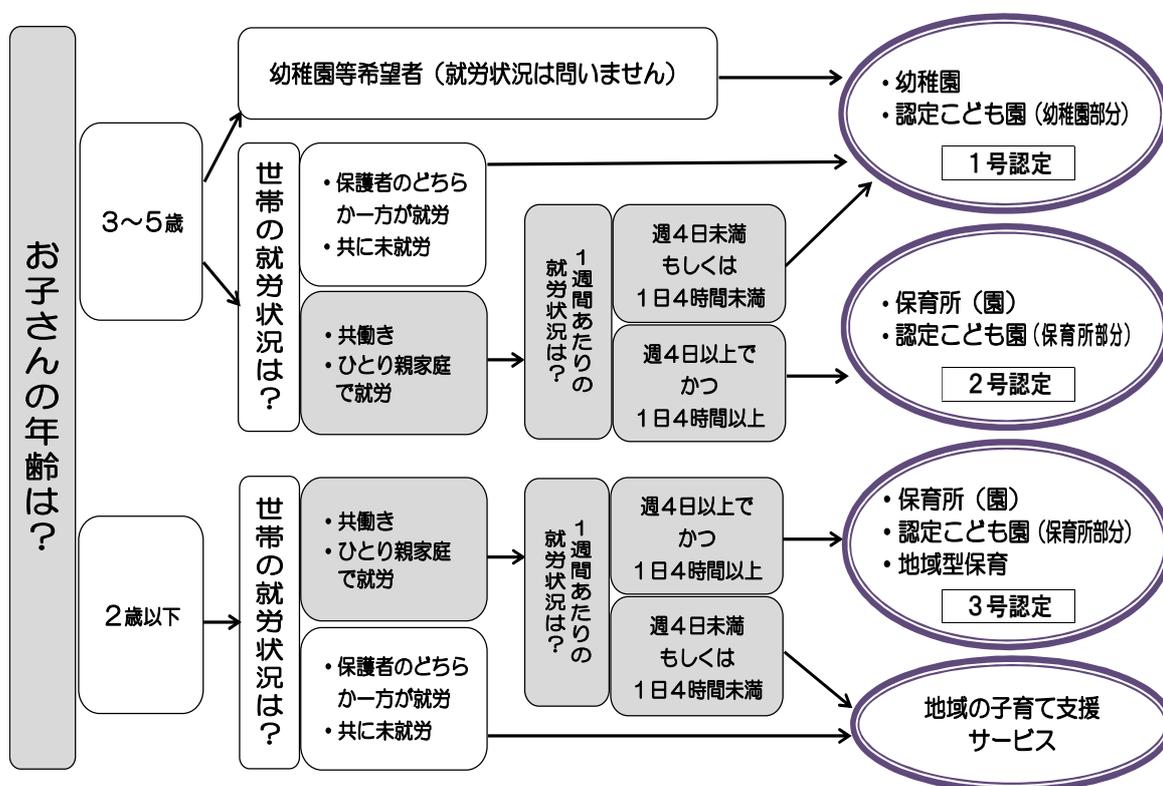
(2) 令和3年度 入所児童年齢表

令和3年度 保育施設を利用する際の年齢区分は下記のとおりですのでご確認ください。

区 分	生 年 月 日	保育の実施期間(最長)
0歳児	令和3(2021)年4月2日～令和4(2022)年4月1日	令和10年3月31日
0歳児	令和2(2020)年4月2日～令和3(2021)年4月1日	令和9年3月31日
1歳児	平成31(2019)年4月2日～令和2(2020)年4月1日	令和8年3月31日
2歳児	平成30(2018)年4月2日～平成31(2019)年4月1日	令和7年3月31日
3歳児	平成29(2017)年4月2日～平成30(2018)年4月1日	令和6年3月31日
4歳児	平成28(2016)年4月2日～平成29(2017)年4月1日	令和5年3月31日
5歳児	平成27(2015)年4月2日～平成28(2016)年4月1日	令和4年3月31日

(3) 就学前施設利用早わかりチャート

(P2の「(2)令和3年度 入所児童年齢表」の区分を参照)



★ このチャートは、就労を例にしたものです。就労していなくても保育施設を利用できる場合があります。(P9参照)

★ 地域型保育には、①家庭的保育②小規模保育③事業所内保育④居宅訪問型保育の4つの類型があります。

★ 認定こども園での認定変更について、入園申込み時と勤務条件に変更がない状況で1号認定から2号認定への変更はできません。



入所の申請について

1 申請から利用までの流れ

(1) 年度当初(4月)入所について(待機中の方も、各年度毎の申請が必要)

● 認定・入所の申請



- 受付期間：【1次】令和2年10月19日(月)～11月6日(金)
【2次】令和2年11月30日(月)～令和3年1月15日(金)
(土・日・祝日を除く)
 - ※ ただし、10月25日(日)、10月31日(土)は受付します。
 - ※ 2次は欠員の募集となります。
 - ※ 令和2年12月～令和3年3月入所希望の方は、なるべく一次申込み期間に併せてお申し込みください。
- 受付時間：午前9時から午後5時30分まで
(12時から12時45分までを除く)
- 受付場所：子育て推進課(南館1階⑩番窓口)
 - ※ 保護者の方が、申請書を窓口へ提出してください。
 - ※ 病気等で来庁が困難な方はご相談ください。

● 認定審査及び 利用施設の調整



- 提出書類に不備がある場合には、認定をすることができないため入所申請を受付することができません。
- 申請者が受入可能人数を超える場合は、市にて認定に関する審査を行い、入所者を選考します。

● 内定・面接の お知らせ



- 内定者には、「内定通知書」でお知らせします。
 - 【1次】…12月下旬ごろ
 - 【2次】…2月中旬ごろ入所に関する書類は1月中旬郵送予定です。
- 面接：【1次】…1月中旬から下旬を予定しています。
【2次】…2次募集以降は、随時行います。
(面接時点では、入所の可否はまだ未定です。)

● 各保育施設での面接



- 健康診断については、かかりつけ医等において診断を受け、面接時に診断書の提出をお願いします。(有料)
- かかりつけ医等がない場合は、囑託医一覧を参考にしてください。
(P69～71 参照)
- 保育料の「口座振替依頼書」を面接時に提出してください。
- 振込用紙を希望の方は申し出てください。

● 認定証及び 入所承諾書の交付

- 内定者への正式な選考結果は面接後、「保育所入所承諾書」を園経由にて交付します。(4月上旬)
- 希望保育施設に空きがない場合等、選考の結果入所(園)できなかった方には、12月下旬に「保育所入所不承諾通知書」を郵送します。2次募集で申請された方は、2月下旬に郵送します。通知書は1回だけ送付し、それ以降については入所(園)が内定するまで通知は行いません。
- 4月上旬に認定証を園経由にて交付します。

★ 申請から利用までの流れに関する注意事項については、次ページ下部に記載しておりますので、ご確認ください。

(2) 年度途中(5月～翌年3月)入所について

● 認定・入所の申請



- 受付期間：入所を希望する月の前月 10 日まで
(土・日・祝日の場合はその前日)
※ 令和 2 年 12 月～令和 3 年 3 月入所希望の方は、なるべく年度当初(4 月)入所の一次申込み期間に併せてお申し込みください。
- 受付時間：午前 9 時から午後 5 時 30 分まで
(12 時から 12 時 45 分までを除く)
- 受付場所：子育て推進課(南館 1 階⑩番窓口)
※ 保護者の方が、申請書を窓口にご提出してください。
※ 病気等で来庁が困難な方はご相談ください。

● 認定審査及び 利用施設の調整



- 提出書類に不備がある場合には、認定をすることができないため入所申請を受付することができません。
- 申請者が受入可能人数を超える場合は、市にて認定に関する審査を行い、入所者を選考します。

● 内定・面接の お知らせ



- 内定者には、毎月中旬に電話でお知らせをします。
- 内定後すぐに保育施設の面接日のご案内をします。
(面接時点では、入所の可否はまだ未定です。)
- 入所に関する書類一式をお渡ししますのでご確認ください。

● 各保育施設での面接



- 健康診断については、かかりつけ医等において診断を受け、面接時に診断書の提出をお願いします。(有料)
- かかりつけ医等がない場合は、嘱託医一覧を参考にしてください。
(P69～71 参照)
- 保育料の「口座振替依頼書」を面接時に提出してください。
- 振込用紙を希望の方は申し出てください。

● 認定証及び 入所承諾書の交付

- 内定者への正式な選考結果は面接後「保育所入所承諾書」を郵送します。
- 希望保育施設に空きがない場合等、選考の結果入所(園)できなかった方は、月末までに「保育所入所不承諾通知書」を郵送します。それ以降については入所(園)が内定するまで通知は行いません。(不承諾通知書が必要な方はご連絡ください。)
- 申請から原則 30 日以内に認定証を交付します。

注意事項(年度当初・年度途中共通)

- ☆ 申請された保育施設の内定を辞退した場合には、審査月当月については、他の保育施設の選考は行いませんので、申請される保育施設については熟考してご記入ください。
- ☆ 待機中に家庭状況や就労状況、認可外保育園利用、育児休業期間の延長、希望保育施設など変更があった場合は、必ず子育て推進課まで連絡してください。
- ☆ 保育施設の入所の必要なくなった場合には必ず子育て推進課に連絡の上、「取下げ書」を提出してください。

2 保育施設利用の要件

保育施設を利用するためには、保護者の就労等の一定の事由(「保育の必要性」の事由)が必要となります。

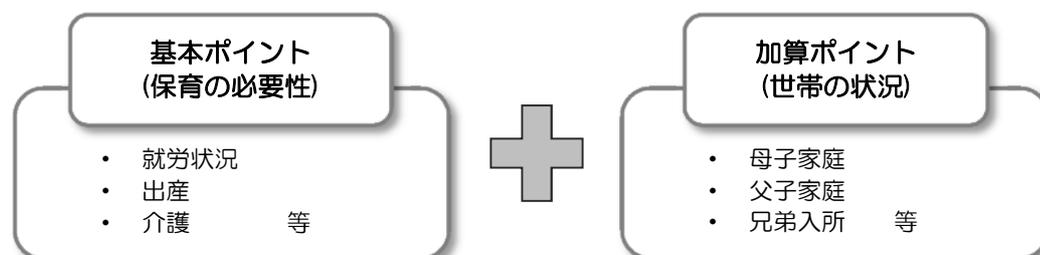
区分	保育の必要性の事由	有効期間
1	家庭外で仕事をするを常態としている (週4日以上かつ1日4時間以上の労働)場合	最長、就学前まで
2	家庭内で日常の家事以外の仕事をするを常態としている (週4日以上かつ1日4時間以上の労働)場合	最長、就学前まで
3	育児休業が終了し、仕事に復職する場合 ※ 入所後1か月以内に復職することが条件となります。	最長、就学前まで
4	妊娠中及び出産後間がない場合	産前2か月、産後3か月の 必要な期間
5	病気や障がいのため保育が困難な場合	療養等を必要とする期間
6	親族の方を常時介護・看護をしている場合	介護等を必要とする期間
7	災害の復旧に当たっている場合	必要な期間
8	仕事を探している場合	3か月
9	大学や職業訓練校、専門学校などに通っている場合 (週4日以上かつ1日4時間以上の通学)	通学期間中
10	虐待やDVのおそれがある場合	必要な期間

★ 保育認定を受けた後、または保育施設の利用を開始した後であっても、上記の要件に該当しなくなった場合は、保育施設の利用ができなくなります。

3 入所者の選考(利用調整)

入所申請者数が定員を超える場合は、各世帯の状況を指数(ポイント)化し、入所者を選考します。(利用調整)

<ポイントの算出について>



★ 具体的なポイントは、P74~75「保育所入所基準表」をご覧ください。

★ 利用調整の方法については、子どもの年齢ごとにポイントの高い方から、定員の空きがある希望された保育施設へ調整を行い、入所(園)が決定します。

4 提出書類

提出書類については原本をご提出ください。2人以上の子どもの申請を同時にする場合は、原本とコピーを合わせて人数分ご用意ください。

◆全ての方に共通

① 教育・保育給付認定申請書兼利用申請書(児童台帳)	入所希望児童1人につき1部必要
② 祖父母等と同居されている方	「同居の祖父母等に関する申立書」及び保育ができないことがわかる証明書 (在職証明書, 診断書など) ※ ただし, 65歳以上の方については申立書のみで可
③ 就労などのため認可外保育園(一時預かりを含む)を利用中の方	「在園証明書」 ※ 週4日以上でかつ1日4時間以上利用の場合
<p>④ 令和3年4月～8月入所の方で令和2年1月1日現在, <u>他市に住民登録をされていた方のみ下記の書類を添付</u>してください。〈すべての保護者分〉</p> <p>(令和3年9月入所以降の方で, 令和3年1月1日現在, 他市に住民登録されていた方は下記の書類の内, (i)(ii)(iv)については令和3年度, (iii)については平成31年及び令和2年中の書類を添付してください。〈すべての保護者分〉</p>	
(i) 給与所得のみの方 ※ 給与から市県民税が天引きされている方	令和2年度市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書
(ii) 個人経営・個人納付の方	令和2年度市県民税納税通知書 (表紙・税額・明細の部分のコピー)
(iii) 海外勤務の方	平成31年及び令和2年中の所得を証明できる書類 (勤務先の給与証明など)
(iv) 上記以外・紛失した方	令和2年度市民税課税証明書 (令和2年1月1日時点の住民登録地発行)
⑤ 生活保護受給中の方	生活保護受給証明書又は生活保護受給者証の写し
⑥ マイナンバー関係書類	本人確認書類, 個人番号がわかるもの ※ 詳細は次頁

◆マイナンバー関係書類について

マイナンバー制度の導入に伴い、保育施設入所(園)の手続きにおいて、保護者の方のマイナンバーの提出が必要となりました。本人確認・番号確認・代理権の確認(代理人による申請の場合)を行いますので、下記①②(③)を窓口にてご提示ください。

(郵送による申請の場合はコピーを提出)

① 本人確認書類

※ 保護者の方が来庁する場合は、来庁者のもの、代理人が来庁する場合は代理人のもの。

下記のうちいずれか1つ

- | | | |
|------------------------|-------------|-----------------|
| (ア) マイナンバーカード(個人番号カード) | (イ) 運転免許証 | (ウ) 運転経歴証明証 |
| (エ) パスポート | (オ) 身体障害者手帳 | (カ) 精神障害者保健福祉手帳 |
| (キ) 療育手帳 | (ク) 在留カード | (ケ) 特別永住者証明書 |

【上記の提示が困難な場合】

下記の2つ

- | | |
|-----------|----------|
| (ア) 健康保険証 | (イ) 年金手帳 |
|-----------|----------|

② 保護者の個人番号がわかるもの

下記のうちいずれか1つ(保護者それぞれの分が必要です。)

- | | |
|------------------------|----------------|
| (ア) マイナンバーカード(個人番号カード) | (イ) 通知カード |
| (ウ) 個人番号が記載された住民票の写し | (エ) 住民票記載事項証明書 |

※ 児童と別居している場合は、児童の個人番号確認書類も必要です。

※ 上記書類を提示できない場合は、入所担当者が個人番号を検索し、記載します。

③ 委任状(代理人が申請する場合)

記載事項	日付、保護者の氏名・住所・生年月日、代理人の氏名・住所・生年月日 入所の手続きを代理人に委任する旨
------	--

※ 上記の提示が困難な場合は、保護者の保険証でも可。

※ 法定代理人の場合は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類を提出してください。

◆保護者の状況ごと

保育が必要であることを証明する書類 **※すべての保護者分が必要です。**

区分	保護者の状況	提出書類
1	会社等にお勤めの方 (常勤・パート, 内職など)	・ 「在職証明書」
2	自営の方	・ 「在職証明書」 ・ 自営が分かる客観的書類(事業開始届等)
3	育児休業が終了し仕事に復職する方	・ 「在職証明書」 ・ 「産前産後休暇 及び 育児休業に関する証明書」 ※ 育児休業中の方は, 「在職証明書」と「産前産後及び育児休業に関する証明書」の2枚が必要です。 ・ 復職後2週間を目安として「復職証明書」を提出してください。
4	妊娠中及び出産後間がない場合	・ 母子手帳のコピー (表紙と分娩予定日の記載ページ)
5	保護者が病気又は心身に障がいがある場合	・ 保護者の診断書 (病気により, 子どもの保育ができない旨記載のあるもの) ・ 障がい者手帳等のコピー(等級及び本人の氏名, 生年月日, 住所の記載のあるもの)
6	保護者が親族の方を介護・看護している場合	・ 介護を受けている方の診断書 (常時介護や看護が必要である旨記載のあるもの)
7	災害の復旧に当たっている場合	・ 災害を受けたことが分かるもの (被災証明書等)
8	仕事を探している場合	・ 求職中であることが分かるもの(ハローワークカード等) ・ 「求職状況申立書」
9	保護者が大学や職業訓練学校, 専門学校などに通学している場合	・ 在学証明書, カリキュラム(時間・日数の確認ができるもの)
10	虐待やDVのおそれがある場合	・ 児童相談所からの証明書類など

★ 区分はP 9参照

◆児童の状況

<p>子どもが病気又は心身に障がいがある場合 ※ <u>申請時に必ず申し出てください。</u></p>	<p>・ 診断書 ・ 障がい者手帳等のコピー (等級及び本人の氏名・生年月日・住所の記載のあるページ)</p>
---	---

5 保育施設の保育時間

保育施設の開所(園)時間は、月曜日～土曜日の7時から18時(※)です(ただし、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は閉所(園)しています。)。そのうち、保育施設を利用できる時間には「保育標準時間」と「保育短時間」の2つの区分があります。

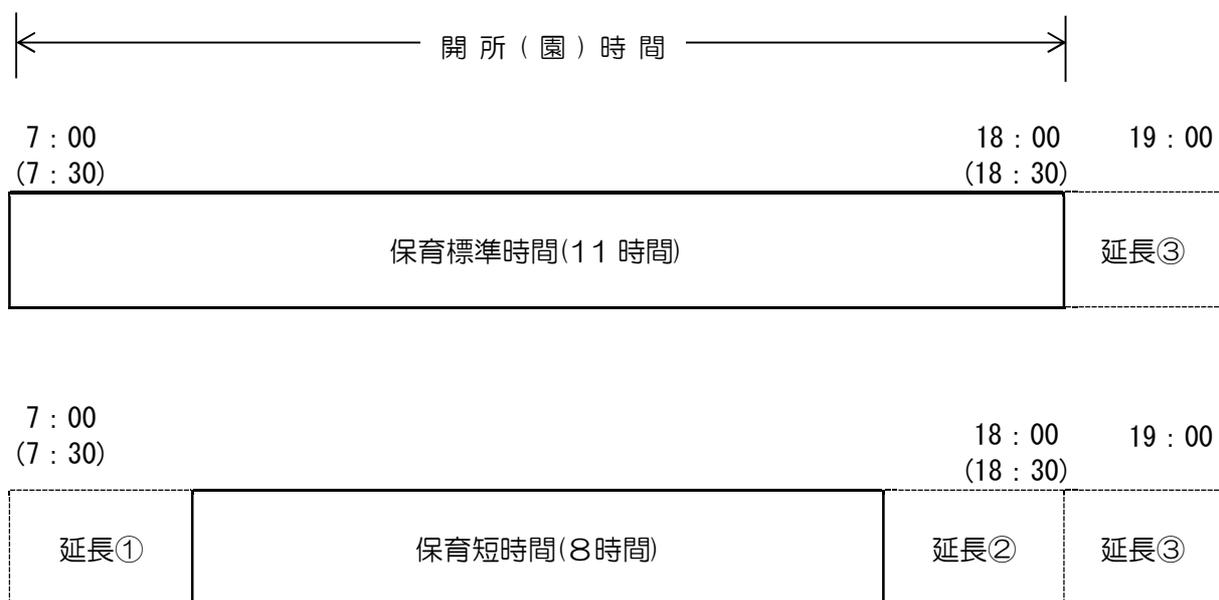
※ 開所(園)時間が7時30分から18時30分の園もあります。

保育標準時間・保育短時間と延長保育の関係

保護者の状況により、利用可能時間が「保育標準時間」か「保育短時間」のどちらかに決まります。また、利用可能時間を超える場合には、延長保育を利用することができます。(P15参照)

保育標準時間 (最長11時間)	就労・就学(1日6時間以上), 妊娠・出産, 災害復旧, 虐待やDVのおそれ
保育短時間 (最長8時間)	就労・就学(1日6時間未満), 求職活動, 育児休業取得時, 病気・けが

★ 実際の保育時間は、保護者の仕事・通勤時間などの状況に対して必要な範囲で決定されます。



■延長①② 通常開所(園)時間内の延長保育(要申請 有料)

■延長③ 通常開所(園)時間外の延長保育(要申請 有料)

★ 保育施設によっては19時以降も延長保育を実施しています。(P14参照)

★ 保育短時間における利用可能時間帯については、保育施設によって異なり、8時30分～16時30分もしくは9時～17時のどちらかになります。(P14参照)

各保育施設の最大保育時間と延長保育について

最大限の記載ですので、実際の保育時間は、利用する保育施設と相談の上、保護者の仕事・通勤時間などの状況に応じて必要な範囲で決定されます。認定された保育必要量をフルに利用できるというものではありません（私的な用事や買い物などの時間は含みません。）。

- ・市立保育施設（6施設）
- ・さくら保育園
- ・あゆみ保育園
- ・芦屋川ナーサリー
- ・茶屋保育園
- ・浜風あすのこども園
- ・愛光幼稚園
- ・あゆみSEIDO保育園
- ・芦屋打出プリメール
- ・HANA保育園
- ・ニチイキッズ芦屋保育園
- ・ポピンズ小規模保育園芦屋

【保育標準時間】 7:00～18:00 【保育短時間】 8:30～16:30

7:00	8:30	16:30	18:00	19:00
延長① (短時間 延長の方)	保育短時間の 最大保育時間	延長② (短時間延長の方)	延長③(※2) (標準時間 及び短時間 延長の方)	

- ・芦屋こばと保育園
- ・芦屋こばとぼっぽ保育園
- ・しおさいこども園
- ・山手夢保育園(※1)
- ・夢咲保育園(※1)
- ・わかば保育園
- ・翠ヶ丘保育園
- ・はなえみ保育園

【保育標準時間】 7:00～18:00 【保育短時間】 9:00～17:00

7:00	9:00	17:00	18:00	19:00
延長① (短時間 延長の方)	保育短時間の 最大保育時間	延長② (短時間延長 の方)	延長③(※2) (標準時間 及び短時間 延長の方)	

- ・芦屋山手ナーサリー

【保育標準時間】 7:30～18:30 【保育短時間】 8:30～16:30

7:30	8:30	16:30	18:30	19:00
延長① (短時間 延長の方)	保育短時間の 最大保育時間	延長② (短時間延長の方)	延長③(※2) (標準時間 及び短時間 延長の方)	

※1 山手夢保育園、夢咲保育園については、20:00まで延長可。

※2 土曜日については、延長③は実施していません。

★ 延長①、②、③を利用した場合、延長保育料が必要となります。

6 延長保育(時間外保育事業)

(1) 延長保育(時間外保育事業)とは

延長保育(時間外保育事業)とは、就労等の状況により、保護者が通常の保育時間内に保育施設に子どもを迎えに行けない場合、19時まで延長して子どもをお預かりする事業です。

延長①、延長②、延長③の3つの時間帯(P13参照)があります。

保育標準時間の方・・・③のみ利用できます。

保育短時間の方・・・①、②、③のいずれも利用できます。

(2) 利用手続き

延長保育申込み

あらかじめ「延長保育利用申込書」と「勤務証明書(延長保育用)」を保育施設に提出し、許可を得なければなりません。ただし、申込みがなくても延長保育を利用した場合は、延長保育料が必要となります。利用後に上記の申込書等の提出が必要となります。

★ 「在職証明書」で必要性を確認できる場合は「勤務証明書(延長保育用)」を省略することができます。

■ 延長保育利用申込書

- ・ 月単位での申込みとし、年度毎に更新が必要です。
- ・ 兄弟姉妹で同じ保育施設に通っている場合は申込書を1部、違う保育所(園)等の場合はそれぞれの保育施設にご提出ください。

■ 勤務証明書(延長保育用)

- ・ 2人以上の児童について延長保育の利用を希望する場合は、証明書を1部ご用意ください。違う保育施設の場合はコピーをご用意ください。
- ・ 利用理由が時間外勤務による場合においては、証明書中の時間外勤務欄に記入のないものは許可することができません。

延長保育の停止

利用がない場合でも、基本料金が必要となりますので、延長保育が不要となった場合は速やかに「延長保育停止届」を保育施設に提出してください。

(3) 延長保育料について

基本料金・・・月額 2,000 円(1日も利用がなくても必要)

利用料金・・・1回 200 円

※ 短時間保育認定を受けた方が、保育標準時間内で延長保育を利用する場合は、同一階層における保育標準時間と保育短時間の保育料の差額の金額となります。(3歳児以上は無料)

★ 具体的な事例については、次ページに記載しておりますので、ご確認ください。

モデル①：3歳児(保育標準時間)

父母市民税所得割課税額	251,000円以上 301,000円未満
保育標準時間の保育料	0円

(例1) 1か月のうち、延長③を10日(回)利用した場合

$$2,000円 + 200円 \times 10日(回) = 4,000円$$

(例2) 1か月のうち、延長③の利用申込みをしていたが、利用がなかった場合

$$2,000円 + 200円 \times 0日(回) = 2,000円$$

モデル②：2歳児(保育短時間)

父母市民税所得割課税額	251,000円以上 301,000円未満
保育短時間の保育料	58,900円(C7階層)

保育短時間の方で延長①と延長②のみを利用された場合は、同一階層における保育標準時間の保育料と保育短時間の保育料との差額が上限となります。

同日に延長①と延長②を両方利用した日が10日あった場合でも1日を1回と数えますので10日(回)となります。(同日に延長①②と延長③を両方利用した日が10日あった場合は、延長③を10日(回)と数えます。)

(例1) 1か月のうち、延長①を10日(回)利用した場合

$2,000円 + 200円 \times 10日(回) = 4,000円$ ですが、同一階層における保育標準時間の保育料60,000円と保育短時間の保育料58,900円の差額1,100円が上限となりますので、1,100円となります。

(例2) 1か月のうち、延長①、②及び③の利用申込みをしていたが、利用がなかった場合

$2,000円 + 200円 \times 0日(回) = 2,000円$ ですが、同一階層における保育標準時間の保育料60,000円と保育短時間の保育料58,900円の差額1,100円が上限となりますので、1,100円となります。

(例3) 1か月のうち、延長①②を10日、延長③を5日(回)利用した場合

(I)と(II)の合計となります。

(I) $2,000円 + 200円 \times 10日(回)$ (延長①②の回数) = 4,000円ですが、同一階層における保育標準時間の保育料60,000円と保育短時間の保育料58,900円の差額1,100円が上限となるので、1,100円となります。

(II) $2,000円 + 200円 \times 5日(回)$ (延長③の回数) = 3,000円ですが、(I)で算出した金額を差し引くため1,900円となります。

(I)と(II)の合計で3,000円となります。

(4) 納付について

毎月末で精算をし、翌月納付となります。毎月の振替金額は毎月中旬にお知らせします。(P29参照)

7 育児休業中・育児休業取得予定の方

(1) 新たに保育施設へ入所を申請する育児休業中の方

育児休業中は、保育施設の入所(園)申請は可能ですが、保育所(園)入所(園)後は、入所(園)から1か月以内に復職し、復職後2週間以内に「復職証明書」を通っている保育所(園)に提出してください。

入所(園)申請時に、「在職証明書」と「産前・産後休暇及び育児休業に関する証明書」の提出が必要です。

(例) 6月1日入所 → 7月1日までに復職が必要
(復職日が7月1日までの復職証明書を提出ください)

★ 兄弟姉妹の育児休業中の場合も、復職が必要です。下の子どもの育児休業中に、上の子どもと同時申請をし、上の子どもだけが入所、下の子どもが待機となった場合、1か月以内に保護者が復職しない場合は上の子どもは退所(園)となります。

★ 育児休業給付金の支給延長の手続きについては、保育施設の申請の前にあらかじめ所属する会社の担当者またはハローワークへご確認をお願いします。

(2) 保育施設に入所中に下の子を出産し育児休業取得予定の方

すでに入所している兄弟は、育児休業中も継続して利用できます。

ただし、下の子が満1歳に達する日の属する月の月末まで保育を継続できる期間とします。保護者の希望により、その年度末まで延長することができます(5月1日までに復職が必要)。
「産前・産後休暇及び育児休業に関する証明書」を保育施設に提出してください。

8 求職中の方，退職された方

(1) 申請中で求職中の方について

保育施設の入所(園)前に仕事が決まった場合は、「在職証明書」を子育て推進課に提出してください。提出いただくことにより、入所選考の際指数が高くなる場合があります。保育施設入所後3か月以内に、週4日以上かつ1日4時間以上の就労実績の記載のある「在職証明書」を通っている保育施設に提出してください。3か月以内に「在職証明書」を提出されない場合は退所(園)となります。

(2) 申請中に退職された方について

退職した場合は、退職したことを子育て推進課まで連絡してください。退職された方で、求職される場合は、「求職状況申立書」を提出してください。

(3) 入所中に退職された方について

退職したことを通っている保育施設に連絡のうえ、「求職状況申立書」を提出してください。3か月以内に週4日以上かつ1日4時間以上の就労実績の記載のある「在職証明書」を通っている保育施設に提出してください。3か月以内に「在職証明書」を提出されない場合は退所(園)となります。

9 他市への申請，他市からの申請

(1) 芦屋市内にお住まいで，芦屋市以外にある保育施設への入所・入園希望の方

芦屋市にて申請をしてください。



(ア) 他市へ転出予定の方

- ・ 芦屋市へ申請してください。
- ・ 入所(園)が決まった場合は，入所(園)される月の1日までに希望保育施設のある市区町村へ住民票を異動してください(芦屋市から住民票を異動されましたら，異動後は芦屋市での申請は無効となりますので，住民票を置かれた市区町村で再度保育施設の申請をしてください。)

(イ) 他市へ転出予定のない方

- ・ 芦屋市へ申請してください。

(共通)

- ・ 締切日や必要な書類，保育施設の状況，申請の手順などについては各市区町村に事前にご確認ください。
- ・ 希望保育施設のある市区町村の締切日の1週間～10日前までに芦屋市での手続きを完了してください。
- ・ 他市町村の状況につきましては，十分ご確認のうえ申請してください。

(2) 芦屋市以外にお住まいで，芦屋市内の保育施設への入所・入園希望の方

現在，住民票がある市区町村に申請をしてください。



(ア) 芦屋市へ転入予定の方

- ・ 現在，住民票がある市区町村に申請してください。
 - ・ 必要な書類(P10～12)以外に芦屋市へ転入予定の事実が確認できる不動産売買契約書(契約書の日付は入所予定日に限ります。)または賃貸契約書の写し等を併せて提出してください。
 - ・ 入所(園)が決まった場合は，入所(園)される月の1日までには芦屋市へ住民票を異動してください(芦屋市に転入後，芦屋市にて再度申請してください。)
- ※ 住民票が1日までに異動していない場合は内定(入所)を取り消される場合もあります。

(イ) 芦屋市へ転入予定のない方

- ・ 現在，住民票の置いてある市区町村に申請してください。
- ・ 空きがある場合のみ，入所(園)可能となります(入所(園)できた場合も年度毎に入所(園)の審査があり，翌年度も必ず継続利用できるとは限りません。)

(共通)

- ・ 芦屋市の締切日(毎月10日。ただし，10日が土・日・祝日の場合はその前日)の1週間～10日前までに住民票のある市区町村で手続きを完了してください。

費用について

保育施設利用に係る費用・無償化

(1) 保育料 (0歳～2歳児)

*3歳児以上の保育料は令和元年10月以降は無償化となっています。

保育料は、保護者の市町村民税所得割額によって決定されます。算定基準は以下のとおりです。他市に住民票がある方は、その市町村が保育料を決定しますので、お住まいの市町村にご確認ください。(非課税世帯は無償です。)

利用する保育施設による保育料の違いはありません。

保育料	算定方法
令和3(2021)年4月～8月分	令和2(2020)年度市町村民税所得割額に基づいて算定
令和3(2021)年9月～令和4(2022)年3月分	令和3(2021)年度市町村民税所得割額に基づいて算定

- ◆ 祖父母等と同居している場合で、保護者の収入が一定基準額に満たない場合は、祖父母等の市町村民税所得割額によって決定する場合があります。
- ◆ 当該年度の市町村民税所得割額は、前年1月～12月の収入状況に基づき決定されます。
- ◆ 芦屋市で当該年度の市町村民税所得割額が把握できる方(各年度の1月1日に芦屋市に住民登録のある方。ただし、芦屋市以外で課税されている方は除く。)は、原則、提出していただく書類はありません。税の申告をされていない方については、税務署もしくは課税課市民税係において、所得や控除等の状況が分かるように申告していただき、申告書の控えの写しをご提出ください。
- ◆ 他市から転入された方

(ア) 令和3年4月～8月に新規入所される方で、令和2年1月1日現在、芦屋市に住民登録がない方

⇒ 令和2年1月1日にお住まいの市町村で発行される課税証明書、又は令和2年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書(写)等を申請時にご提出ください。

(令和3年1月2日以降に本市に転入された方で、9月以降も引き続き入所(園)される方は、9月以降の保育料算定のため、令和3年度分の書類を申請時、又は入所(園)後にご提出ください。)

(イ) 令和3年9月～令和4年3月に新規入所される方で、令和3年1月1日現在、芦屋市に住民登録がない方

⇒ 令和3年1月1日にお住まいの市町村で発行される課税証明書、又は令和3年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書(写)等を申請時にご提出ください。

保育料基準表

各月初日における満3歳未満保育認定子どもの 属する世帯の階層区分			保育料(月額)	
階層 区分	定 義		満3歳未満(※1)	
			保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯等(※2)		0円	0円
B1	市町村民税非課税世帯		0円	0円
B2	市町村民税所得割 非課税世帯	ひとり親世帯等 (※3)	0円	0円
		ひとり親世帯等 以外の世帯	5,500円	5,400円
C1	48,600円未満	ひとり親世帯等 (※3)	4,750円	4,650円
		ひとり親世帯等 以外の世帯	9,500円	9,300円
C2	48,600円以上 67,500円未満	ひとり親世帯等 (※3)	7,500円	7,350円
		ひとり親世帯等 以外の世帯	15,000円	14,700円
C3	67,500円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等 (※3)	9,000円	8,800円
		ひとり親世帯等 以外の世帯	25,500円	25,000円
	77,101円以上 97,000円未満		25,500円	25,000円
C4	97,000円以上 125,500円未満		35,500円	34,800円
C5	125,500円以上 169,000円未満		43,500円	42,700円
C6	169,000円以上 251,000円未満		54,500円	53,500円
C7	251,000円以上 301,000円未満		60,000円	58,900円
C8	301,000円以上 397,000円未満		71,000円	69,700円
C9	397,000円以上		89,000円	87,400円

※1 年度途中で満3歳になられた場合でも、その年度内は、引き続き満3歳未満の保育料が適用されます。

※2 「生活保護世帯等」とは、生活保護法による被保護世帯、中国残留邦人等に係る支援給付受給世帯及び児童福祉法による里親である世帯をいいます。

※3 「ひとり親世帯等」とは、母子世帯又は父子世帯、障がい者又は障がい児と生計を一にする世帯をいいます。

- ◆ 市町村民税所得割の額については、住宅取得等特別控除、寄付金税額控除、配当控除、外国税額控除等は適用しません。ただし、調整控除は適用されます。
- ◆ 階層判定にあたっては、父母の市町村民税所得割の合計額に基づき行いますが、父母の収入だけで生計を維持することが困難であり、同居の祖父母等が生計を維持している場合は、その主たる生計維持者の市町村民税所得割の額を合算して行います。
- ◆ 市町村民税所得割額に変更があった場合は、年度途中でも保育料の変更を行いますので、必ずお知らせください。また、1月1日時点で他市にて課税されていた方につきましては、変更後の所得証明書をご提出ください。
- ◆ 1月1日時点で指定都市にて課税されていた方につきましては、本市の所得割額に再計算して保育料を決定します。

(2) 給食費

0～2歳は、保育料の中に主食費、副食費（おかず、おやつ）が含まれています。3～5歳は、主食費・副食費が必要となります。市立保育施設は月額5,300円（主食費800円、副食費4,500円）その他の保育施設については、次ページをご確認ください。

副食費が免除となる対象（3歳～5歳）は次のとおりです。（対象となる世帯には別途通知します。）

世帯の市町村民税 所得割額の合算額	年収	第1子	第2子	第3子以降
57,700円未満 (ひとり親世帯等は 77,101円未満)	年収360万円未満 相当の世帯	免除	免除	免除
57,700円以上	年収360万円以上 相当の世帯	保護者負担	保護者負担	免除

※ 多子世帯のカウントはP31の「多子世帯に係る保育料軽減の適用」をご覧ください。

(3) その他の費用

保育施設によっては、制服や帽子などの費用（実費徴収）や特色のある保育のための費用（上乘せ徴収）が別途必要な場合があります。詳細は各保育施設までお問い合わせください。

★ 実費一覧表は次ページにあります。

実費一覧表 (令和2年10月時点。内容・金額については変更となる場合があります。)

◆市立保育施設

施設名	年齢	毎月かかる費用			入園時に かかる費用	その他の 費用
		給食費 (3~5歳)	その他	合計		
市立 保育所 ・ 認定 こども 園	0~2	-	おむつ処理 200円	200円	・帽子 800円(1歳以上) ・帳面 80円(2歳児)	・保険 保育所 315円/年 こども園 243円/年 ・行事費 1,700円(4歳児), 3,400円(5歳児) ・教材費 880円(5歳児のみ) ・アルバム代 8,400円/年 (認定こども園5歳児のみ)
	3~5	主食費 800円 副食費 4,500円	-	5,300円	・帽子 800円 ・帳面 650円 ・お道具箱 2,200円 (4歳児以上)	

◆私立保育園 ※ 入園時には、進級時にかかる費用も必要です(芦屋川・芦屋山手は不要)

施設名	年齢	毎月かかる費用				入園時に かかる費用	進級時に かかる費用	その他の 費用	
		給食費 (3~5歳)	布団 リース代	その他	合計				
さくら	0~2	-	-	-	0円	-	-	-	
芦屋 こぼと	0~2	-	760円	おむつ処理 250円	1,010円	・ノート 1.2歳児 250円 0歳児 270円(なくなり 次第購入) ・帽子 1,100円	-	・保険 300円/年 ・布おしめリース 30円/枚(希) ・おしり拭き 12円/枚 ・写真フォトブック 代 1,500円等	
あゆみ	0	-	-	おむつ処理 200円	200円	-	-	-	
	1~2	-	-	おむつ処理 200円	200円	帽子 910円(1, 2歳児のみ)		-	
山手夢	0	-	945円	おむつ処理 300円	1,245円	連絡帳 180円	-	・スポーツ振興 共済掛け金 315円/年 ・園外保育費 ・写真販売 ・3歳児進級時に は制服、体操服 も必要です ※シール帳・絵本 代は年により変 わります	
	1	-	945円	おむつ処理 300円	1,245円	帽子 880円			
	2	-	945円	おむつ処理 300円	1,245円				シール帳 702円
	3	主食費 1,300円 副食費 4,500円	945円	-	6,745円				シール帳 683円
	4	主食費 1,300円 副食費 4,500円	945円	学習絵本 440円	7,185円	上記+ ・制服(ジャケット, ズボン・スカート) 14,700円 ・体操服(半袖、半 ズボン) 3,500円 ※希望者長袖長ズボンあり			シール帳 683円
5	主食費 1,300円 副食費 4,500円	945円	学習絵本 450円	7,195円		シール帳 683円			

施設名	年齢	毎月かかる費用				入園時に かかる費用	進級時に かかる費用	その他の 費用	
		給食費 (3~5歳)	布団 リース代	その他	合計				
夢咲	0	-	945円	おむつ処理 300円	1,245円	連絡ノート180円		<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ振興 共済掛け金 315円/年 ・園外保育費, かばん等 希望購入有 ・3歳児進級時に は制服, 体操服 も必要です ※シール帳・絵本 代は年により変 わります	
	1	-	945円	おむつ処理 300円	1,245円	帽子880円	-		
	2	-	945円	おむつ処理 300円	1,245円		シール帳702円		
	3	主食費 1,300円 副食費 4,500円	945円	-	6,745円	上記+ ・制服(ジャケット, ズボン・スカート) 14,700円 ・体操服(半袖、半 ズボン) 3,500円 ※希望者長袖長ズボンあり	シール帳670円		
	4	主食費 1,300円 副食費 4,500円	945円	絵本440円	7,185円		シール帳590円		
	5	主食費 1,300円 副食費 4,500円	945円	絵本450円	7,195円		シール帳590円		
芦屋川 ナーサリー	0	-	1,340円	-	1,340円	教材・教具等 2,323円		<ul style="list-style-type: none"> ・園外保育費 ・写真代 ・卒園アルバム代 ・保険代等 (300円/年) 	
	1	-	1,340円	絵本310円	1,650円	教材・教具等 3,413円 制服 (半袖, 半ズボン) 4,380円 帽子 1,020円	教材・教具等 1,847円		
	2	-	1,340円	絵本340円	1,680円		教材・教具等 5,409円		教材・教具等 2,753円
	3	主食費 2,000円 副食費 4,500円	1,340円	絵本350円	8,190円		教材・教具等 13,436円		教材・教具等 10,805円
	4	主食費 2,000円 副食費 4,500円	1,340円	絵本390円	8,230円		教材・教具等 14,596円		教材・教具等 5,106円
	5	主食費 2,000円 副食費 4,500円	-	絵本410円	6,910円		教材・教具等 14,250円		教材・教具等 4,001円
芦屋山手 ナーサリー	0	-	1,340円	-	1,340円		教材・教具等 2,323円		<ul style="list-style-type: none"> ・園外保育費 ・写真代 ・卒園アルバム代 ・保険代等 (300円/年)
	1	-	1,340円	絵本310円	1,650円	教材・教具等 3,413円 制服 (半袖, 半ズボン) 4,380円 帽子 1,020円	教材・教具等 1,847円		
	2	-	1,340円	絵本340円	1,680円		教材・教具等 5,409円	教材・教具等 2,753円	
	3	主食費 2,000円 副食費 4,500円	1,340円	絵本350円	8,190円		教材・教具等 13,436円	教材・教具等 10,805円	
	4	主食費 2,000円 副食費 4,500円	1,340円	絵本390円	8,230円		教材・教具等 14,596円	教材・教具等 5,106円	
	5	主食費 2,000円 副食費 4,500円	-	絵本410円	6,910円		教材・教具等 14,250円	教材・教具等 4,001円	

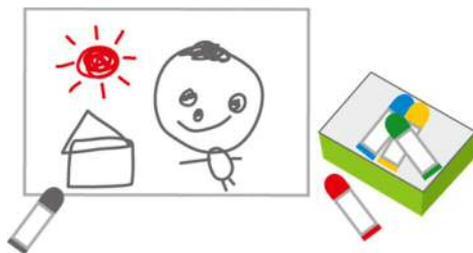
施設名	年齢	毎月かかる費用				入園時に かかる費用	進級時に かかる費用	その他の 費用
		給食費 (3~5歳)	布団 リース代	その他	合計			
芦屋 こばと ぼっぼ	0~2	-	760円	おむつ処理 250円	1,010円	・ノート1.2歳児 250円 0歳児270 円(なくなり次第 購入) ・帽子 1,100円 ・ノート入れポーチ 300円 ・名札 130円	出席ノート シール 650円 出席ノート シール 650円	・布おしめリース 30円/枚(希) ・おしり拭き 12円/枚 ・保険代300円/年 ・園外保育費 ・フォトブック代、 写真代等 ・作品袋代 130円
	3	主食費 1,500円 副食費 4,500円	760円	-	6,760円	・帽子 1,100円 ・体操服上下 3,170円 ・ノート入れポーチ 300円 ・名札 130円		
	4~5	主食費 1,500円 副食費 4,500円	760円	-	6,760円			
茶屋	0~2	-	500円	アルバム100円 教材費・行事費 200円	800円	帽子 1,080円	連絡帳・カバー 580円	・保険300円/年 ・園外保育費 ・行事費 ・卒園アルバム代 等
	3	主食費 2,000円 副食費 4,500円	500円	アルバム100円 教材費・行事費 900円	8,000円	・帽子 850円 ・体操服上下 3,300円 ・リュックサック 5,800円	連絡帳 150円	
	4	主食費 2,000円 副食費 4,500円	500円	アルバム100円 教材費・行事費 900円	8,000円	上記+ 道具箱 4,500円	・連絡帳 150円 ・出席帳シール 650円	
	5	主食費 2,000円 副食費 4,500円	-	アルバム100円 教材費・行事費 1,600円	8,200円	-	-	
翠ヶ丘	0~2	-	1,200円	-	1,200円	・教材費(保育充 実費1,500円・制 作綴り代400円) ・連絡ノート193円 ・けんこうのきろく 336円	教材費(保育 充実費1,500 円・制作綴り 代400円)	スポーツ振興 共済掛け金 315円/年
	3~4	主食費 2,000円 副食費 4,500円	1,200円	-	7,700円	・教材費(保育充 実費1,500円・制 作綴り代600円) ・連絡ノート167円 ・けんこうのきろく 336円 ・カラー帽1,155円	教材費(保育 充実費1,500 円・制作綴り 代600円)	
はなえみ	0~2	-	-	-	-	・帽子代 815円 (1,2歳児)	-	・スポーツ振興 共済掛け金 240円/年 ・写真代(希)
	3~5	主食費 1,000円 副食費 4,500円	-	-	5,500円	・帽子代 815円 ・スモック 1,550円(希) ・体操服上下 2,990円(希)	-	

◆私立認定こども園（幼稚園型）

施設名	年齢	毎月かかる費用					合計	入園時にかかる費用
		給食費	教育の質確保のための費用	施設整備費	教員確保費	保護者会費		
愛光幼稚園	3~5	主食費 3,000円 副食費 4,500円	2,000円	3,000円	1,000円	500円	14,000円	・入園準備金 10,000円 ・制服、名札、保育用品等 約 45,000円

◆私立認定こども園（幼保連携型）

施設名	年齢	毎月かかる費用				入園時にかかる費用	進級時にかかる費用	その他の費用
		給食費 (3~5歳)	布団 リース代	その他	合計			
浜風 あすの こども園	0~2	-	-	絵本 440円	440円	・カラー帽子 990円 ・おたよりばさみ 520円 ・連絡 185円 ・雑費袋 48円 ・名札 135円	出席ノート とシール 586円	スポーツ振興 共済掛け金 243円/年
	3~5	主食費 1,100円 副食費 4,500円	-	絵本 440円	6,040円	・カラー帽子 908円 ・おたよりばさみ 500円 ・雑費袋 58円 ・名札 127円	出席ノート とシール 598円	スポーツ振興 共済掛け金 162円/年
しおさい こども園	0~2	-	1,200円	-	1,200円	教材費 2,429円		スポーツ振興 共済掛け金 243円/年
	3~4	主食費 2,000円 副食費 4,500円		-	7,700円	みさとっこ サンダル 1,400円	教材費 8,590円	
	5	-	-	6,500円	教材費 2,100円			



◆小規模保育事業所

施設名	年齢	毎月かかる費用			入園時にかかる費用	進級時にかかる費用	その他の費用	
		布団リース代	その他	合計				
あゆみ SEIDO	0	-	おむつ処理 200円	200円	-	-	-	
	1~2	-			帽子代 910円 (1, 2歳児入園時)			
芦屋打出 プリメール	0	1,340円	-	1,340円	教材・教具等 1,499円	教材・教具等 2,706円	写真代等	
	1	1,340円	絵本 310円	1,650円	制服(半袖 半ズボン) 4,380円			教材・教具等 4,882円
	2	1,340円	絵本 340円	1,680円				教材・教具等 1,839円
HANA 保育園	0~2	-	-	-	-	-	-	
ニチキッズ 芦屋 保育園	0	-	-	-	-	-	写真販売 1枚100円~ (希)	
	1	-	-	-	カラー帽子 1,000円 (1・2歳)	-		
	2	-	-	-		-		
ポピンズ 小規模 保育園 芦屋	0~2	1,020円	・午睡用ハスタオル 2枚/週 870円 (希) ・口拭きタオル 3枚/日 870円 (希) ・午睡用ハスタオル 2枚/週+口拭き タオル 3枚/日セット 1,530円 (希) ・紙おむつ提供サ ービス 週5日/3,570円 週6日/4,280円 (希)	1,020円 (布団リー ス代)	カラー帽子 1,100円 (1・2歳入園時)	・カラー帽 子 1,100円 (0→1歳ク ラスへ進級 の際)	・園外保育費 ・写真販売 サービス 83円~163円 (希)	
わかば 保育園	0~2	-	-	-	帽子代 815円 (1, 2歳児入園時)	-	・園外保育費 ・写真販売 サービス 80円~500円 (希)	

- ★ (希)は希望者のみ購入
- ★ 毎月の合計は(希)を含まない額



(4) お支払い方法

お支払い先は、芦屋市または保育施設です(下記の表を参照ください。)

入所施設	支払い先			
	保育料	給食費	その他費用	延長保育料(※)
市立保育施設	芦屋市	芦屋市	芦屋市	芦屋市
私立保育園	芦屋市	保育施設	保育施設	芦屋市
私立認定こども園	保育施設	保育施設	保育施設	芦屋市
小規模保育事業所	保育施設	保育施設	保育施設	芦屋市

※19時までの延長保育料に限ります。

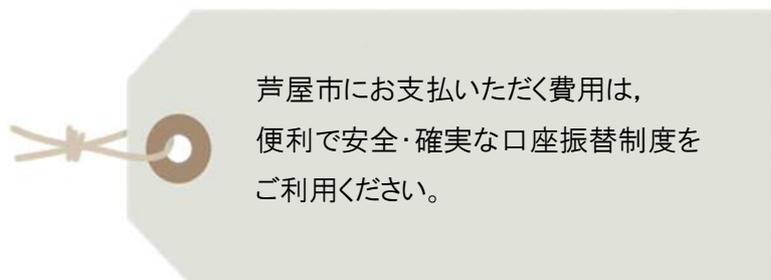
表中の「保育施設」と記載の箇所は、納期限やお支払い方法が異なりますので各保育施設までお問い合わせください(市外の保育施設に入所(園)の場合や保育料等の納付が困難な場合は、子育て推進課までお問い合わせください。)

芦屋市にお支払いいただく費用について、口座振替の申込みには、「口座振替納付依頼書」の提出が必要です。各保育施設にあります用紙にご記入の上、入所する保育施設を通じて、または直接子育て推進課まで提出してください。

口座振替対象金融機関は、三井住友銀行・三菱UFJ銀行・尼崎信用金庫の本店・各支店・各出張所です。また、振替日は原則、毎月月末(延長保育料は翌月月末)ですが、振替日が金融機関の休業日の場合、翌営業日の振替となります。

口座振替制度をご利用にならない方は、別途お渡しする納付書の裏面に記載の指定金融機関の窓口にてお支払いください。

納付書はコンビニエンスストアでは使用できません。



(5) 保育料の減免

災害や失業、その他やむを得ない理由により保育料を納付することが困難となったなどの場合には、保育料が減免される場合があります。減免を受けようとする月の保育料については、その月末までに申し出が必要です。納期限を過ぎた保育料及び納付済みの保育料は減免できません。

(例：令和3年4月分保育料は4月末までに申請)

所得が半分以下になる場合

失業等により、保育料の算定の基礎となった年分の所得の額と比べ、保育料の納期の属する年分の所得が著しく減少し、納付が困難であると認めるとき。

- | | | |
|---------------------------|-------|------------|
| (ア) 所得の減少割合が80%以上のとき | | 保育料の50%を減額 |
| (イ) 所得の減少割合が50%以上80%未満のとき | ... | 保育料の30%を減額 |

★ 所得の減少割合の判定に当たっては譲渡所得及び一時所得を除きます。

■ 申請手続きに必要なもの

- ◎ 保育料減免申請書 ◎ 当該年の収入状況について証明できる書類

■ 申請時期

- ・ 減免事由に該当する場合には下記の3つの期間ごとに申請が必要となります。

	対象となる保育料	判定基準
1	令和3(2021)年4月～8月分	平成31(2019)年中の所得額に対する令和3(2021)年中の所得額(見込)の減少割合
2	令和3(2021)年9月～12月分	令和2(2020)年中の所得額に対する令和3(2021)年中の所得額(見込)の減少割合
3	令和4(2022)年1月～3月分	令和2(2020)年中の所得額に対する令和4(2022)年中の所得額(見込)の減少割合

生計を維持する方が亡くなった場合

主として生計を維持する方が亡くなったとき 保育料の50%を減額

★ 新たな世帯構成員に基づき保育料が再判定されるまでの間(原則亡くなった月分のみ)の保育料が減額対象となります。

■ 申請手続きに必要なもの

- ◎ 保育料減免申請書 ◎ 亡くなったことを証明する書類(死亡診断書等)

災害などに遭われた場合

災害等により、現に居住している住宅に被害を受けたとき。

- (ア) 全焼, 全壊, 流出など住宅の修復が困難なとき . . . 保育料の100%を免除
- (イ) 半焼, 半壊, 床上浸水など住宅を修復することにより居住が可能となるとき
. . . 保育料の50%を減額

■ 申請手続きに必要なもの

- ◎ 保育料減免申請書
- ◎ り災証明書等

(6) 休園・休所する場合の保育料・給食費（主食費＋副食費）

保護者もしくは児童の病気や怪我といったやむを得ない事情（里帰り出産は該当しません）により（土・日・祝日含む）月の半分以上を連続して休園・休所する場合、保育料については、当該月の保育料の50%を、給食費については、100%又は50%を減免します。ただし、入所中の保育施設に対し書類での申請が必要です。期限を過ぎた保育料及び納付済みの保育料は減免できません。

* 3か月以上の休園・休所はできません。

(ア) 保育料

月の半分以上を連続して休園・休所する場合 . . . 当該月の保育料の50%を減額

(イ) 給食費

月の全部を休園・休所した場合 . . . 当該月の給食費の100%を免除

月の半分以上を連続して休園・休所する場合 . . . 当該月の給食費の50%を減額

★ 市立保育施設以外の取り扱いについては、各保育施設までお問い合わせください。

■ 申請手続きに必要なもの

- ◎ 休園・休所届出書（各保育施設に置いてあります。）
- ◎ 診断書等のやむを得ない事情がわかる書類

(7) 多子世帯に係る保育料軽減の適用

■ 対象となる世帯及び適用内容

次の①、②、③のいずれかに該当する世帯の場合、保育料が軽減されます。

① ひとり親世帯等

母子・父子世帯、障がい者もしくは障がい児と生計を一にする世帯または生活保護法に定める保護基準に準じる世帯で、世帯の市町村民税所得割合算額が77,101円未満の世帯の保育料について、第2子以降は無料となります。

② 市町村民税所得割合算額が 57,700 円未満の多子世帯

市町村民税所得割合算額が 57,700 円未満の世帯の保育料について、第 1 子は全額負担、第 2 子は半額負担（市町村民税非課税世帯は第 2 子以降は無料）、第 3 子以降は無料となります。

③ 市町村民税所得割合算額が 57,700 円以上の多子世帯

市町村民税所得割合算額が 57,700 円以上の世帯の保育料について、小学校就学前で、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育所等（認可外の保育施設を除く）を利用して、いる範囲において、最年長の子どもは全額負担、2 番目の子どもは半額負担、3 番目以降の子どもは無料となります。

■ 手続き方法

保育料のひとり親世帯等および多子世帯の軽減にかかるお子様の人数については、住民票により確認させていただきますので、**原則申請は不要**です。

ただし、入所児童とは別居であるものの、**生計を一にする兄弟がいる場合**には、子育て推進課までお問い合わせください（勤務、就学、療養等の都合上別居している場合で、生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合に該当します。）。

(8) ひょうご保育料軽減事業

子育てしやすい環境づくりを推進するため、子どもの保育料の一部を助成します。

■ 対象となる世帯

次の①、②、③の全てに該当する世帯の場合、保育料の一部を助成します。

① 子ども及び保護者が芦屋市に住所を有していること。

② 子どもが対象施設又は事業を利用していること。

③ 対象子どもが教育・保育を利用した月の属する年度（教育・保育を利用した月が4月から8月までの間である場合にあっては、その前年度）の市町村民税所得割額が、「第一子」においては 57,700 円未満、「第 2 子・第 3 子以降」の 1 号認定子どもにおいては 169,000 円未満、「第 2 子・第 3 子以降」の 2・3 号認定子どもにおいては 155,500 円未満（ひとり親世帯等においては 169,000 円未満）であること。※

※ 市町村民税所得割額について、住宅取得等特別控除や寄付金税額控除等の税額控除（調整控除を除く）は適用しない。

■ 補助額

月額5,000円を超える保育料に対して、以下の額を限度に助成します。

第 1 子 3 歳未満児：月額10,000円

第 2 子 3 歳未満児：月額15,000円

第 3 子以降 3 歳未満児：月額15,000円

■ 手続き方法

対象者の方については申請書を送付しますので、子育て推進課までご提出ください。

(9) 未婚ひとり親世帯へのみなし寡婦（寡夫）控除の適用（令和2年10月時点）

■ 対象となる方

前年または前々年（対象となる保育料の月により異なります。）の12月31日時点及び申請時点において、次の①から②（父の場合は③）まですべてに該当する方

- ① 婚姻によらず父または母になり、その後、婚姻（事実婚を含む）をしていない。
- ② 同一生計の扶養親族の20歳未満の子（市町村民税での総所得金額等が38万円以下で、他の配偶者控除対象者や扶養親族となっている場合を除く。）がいる。
- ③ 父の場合は、市町村民税での合計所得金額が500万円以下である（母の場合は、所得制限なし。）。

■ 適用内容

保育料は、市町村民税所得割額に基づき決定しています。

市町村民税所得割額の算定には寡婦（寡夫）控除があり、条件に該当する場合は、一定額が所得から控除されます。しかしながら、未婚のひとり親世帯の場合には、この寡婦（寡夫）控除が適用されません。

申請により未婚のひとり親の場合でも寡婦（寡夫）控除を適用して所得割額を算定し、保育料を決定します（ただし、寡婦（寡夫）控除を適用しても保育料は変わらない場合があります。また、この取り扱いは保育料のみであり、市町村民税所得割額は変わりません。）。

該当される方は、子育て推進課までお問い合わせください。



(10) 実費徴収に係る補足給付制度

生活保護世帯及び中国残留邦人等支援法の適用世帯並びにこれらに準じる世帯(生活保護世帯等)また市町村民税所得割額が一定以下の世帯の方を対象に、制服や帽子などの費用(実費徴収)の一部を補助します。対象となる実費は教材費・行事費等(具体的な補助対象の有無は下記のとおりです。)です。

また、手続きについては、年2回の申請が必要になります。実費徴収のうち、4月分から8月分までは、9月末日(土・日・祝日の場合は前日)までに、9月分から翌年3月分までは、翌年4月の第3週目の金曜日(祝日の場合は前日)までに子育て推進課に、申請書及び利用している保育施設発行の領収書のコピーを提出してください。

《補助額》

1号認定の方(教育を必要とする方)	2・3号認定の方(保育を必要とする方)
教材費・行事費等 ◇生活保護世帯等及び市町村民税非課税世帯の方 ⇒一人当たり2,500円上限/月 ◇市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯の方 ⇒一人当たり1,250円上限/月 (ただし、1/2が補助対象額)	教材費・行事費等 ◇生活保護世帯等及び市町村民税非課税世帯の方 ⇒一人当たり2,500円上限/月 ◇市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯の方 (ひとり親世帯等は77,101円未満) ⇒一人当たり1,250円上限/月 (ただし、1/2が補助対象額)

《補助対象となるものの例》

制服・体操服、ノート・絵本、おむつ、かばん、シール帳・連絡帳、名札、ふとんリース代、絵具、カスタネット、卒業アルバム、共済保険

《補助対象とならないものの例》

写真、DVD、PTA会費、英語レッスン料、延長保育料
 その他、詳細については、子育て推進課までお問い合わせください。

(11) 認可外保育施設利用者補助事業

芦屋市では、認可保育所・認定こども園・小規模保育事業所を希望しながら、認可外保育施設を利用している児童の保護者に対して、経済的な負担を軽減するため、平成30年4月から令和4年3月までのあいだ、保育料の一部補助を実施します。

■ 補助額

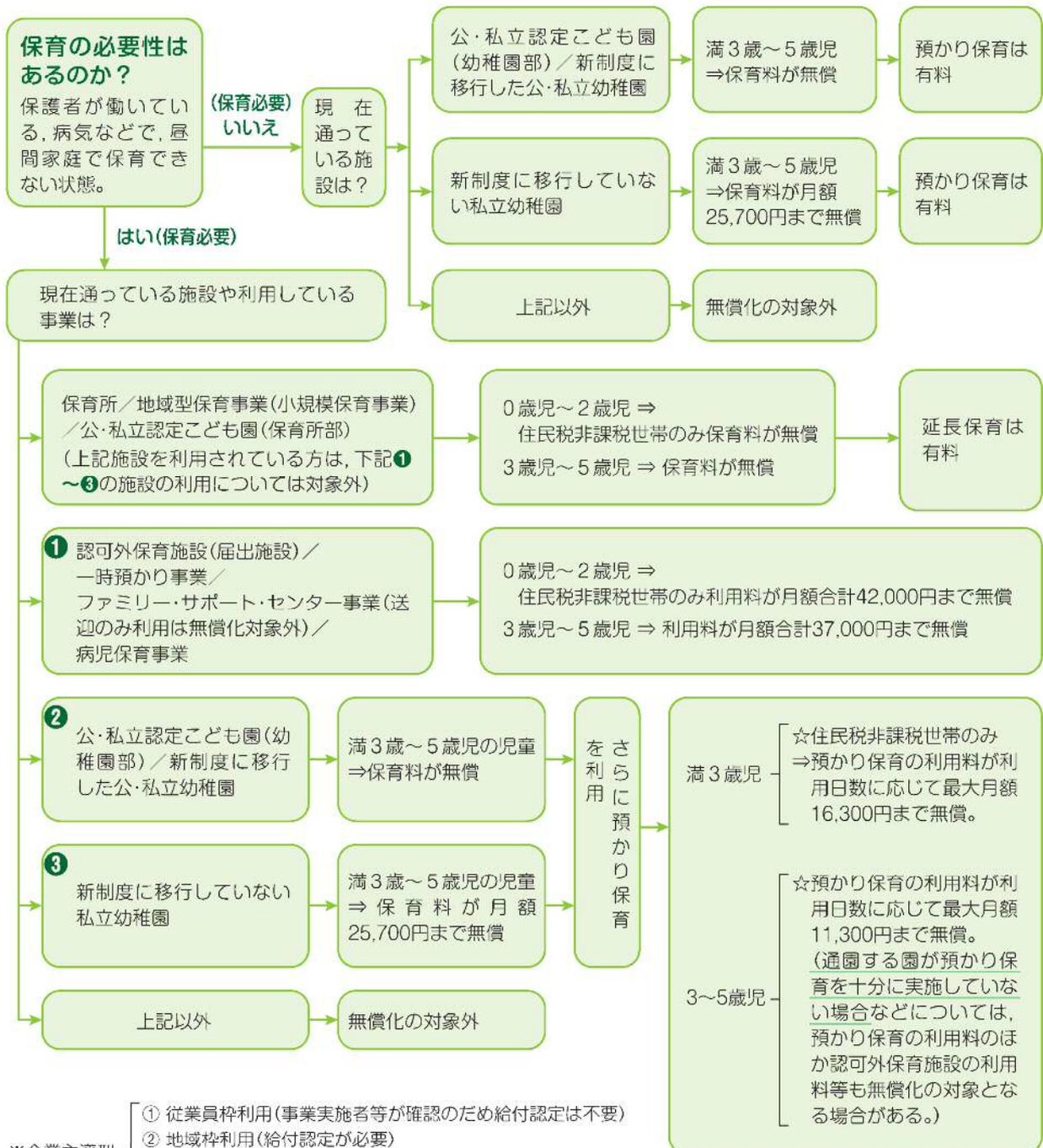
補助金は月額により算定し、保護者が負担した対象経費と補助対象児童が認可保育所・認定こども園・小規模保育事業所に入所した場合の保育料(月額相当額)との差額の2分の1とします。(月額上限20,000円)(1,000円未満は切り捨て)

認可保育所・認定こども園・小規模保育事業所に入所した場合の保育料については、入所申請時にご提出いただいた書類等をもとに算定します。

(12) 幼児教育・保育無償化

令和元年10月から幼児教育・保育無償化が始まり、主に3～5歳児の子どもの幼稚園、保育所、認定こども園などの保育料が無償化されます。無償化の対象となるのは、世帯の状況、利用する施設・事業、子どもの年齢によって異なります。下記フローチャートでご参照ください。

● 無償化の対象となるのは



※企業主導型

- ① 従業員枠利用(事業実施者等が確認のため給付認定は不要)
- ② 地域枠利用(給付認定が必要)
- ③ 企業主導型利用者が病児保育、一時預かり事業、ファミサポ、認可外の施設を利用しても無償化の対象とはならない。

※児童発達支援等の利用者負担も無償化の対象

園での生活について

1 保育

(1) 保育の内容

* 保育施設のページ参照

(2) 慣れるまでの保育(慣らし保育)

子どもが、保育施設生活に慣れるまで1週間程度が必要です。生活の変化に慣れ、自然に保育施設生活に入っていくためのものです。子どもの状態に合わせ保育時間をのばしていきます。

1日目…午前中、親子で保育を受け、昼食まで
 2日目…親が帰ることを知らせ、お子さんだけで昼食まで保育
 3日目以降…午前中保育から徐々に全日保育へ

(3) 年間行事

※ 各保育施設により異なります。

保 育 施 設 行 事	保 健 行 事
入所・進級式、懇談会、七夕まつり、 プール開き、運動会、遠足、生活発表会、 クリスマス、お正月あそび、ひな祭り、修了式	健康診断(内科、歯科等)、尿、歯磨き指導、 視力検査、身体測定

(4) 一日の過ごし方

※ 各保育施設により異なります。

乳 児	幼 児
登所 室内・室外遊び クラス別保育(睡眠) 食事(離乳食・ミルク) 昼寝 おやつ 帰宅準備 室内・室外遊び 順次降所 延長保育	登所 室内・室外遊び クラス別保育 食事 昼寝 おやつ 帰宅準備 室内・室外遊び 順次降所 延長保育



(5) その他

保育施設では、長い時間保育が行われ、子どもが心身ともに疲れやすいため、保育についてはいろいろ工夫しています。しかし、子どもの心の安定は温かい家庭の中で保たれるものですから、親子のふれ合いを大切にしてください。

2 給食

給食は、子どもの年齢・発達に応じた望ましい食事習慣と心身両面の健全な発達を図ることを目的としています。好き嫌いせず何でも食べる元気な子ども・本物の味を知る子ども・食事の楽しさを知る子どもを育てることを目指し次のような給食を行っています。

(1) 給食内容

年齢に応じた調理方法や量を考慮し、安全で衛生的な食事を提供しています。また、生活に変化を与え、食を通して文化を知るため、年に数回行事食を実施しています。

(2) 離乳食

家庭と連携をとり、一人ひとりの子どもの状態に応じた食事の提供を行っています。

(3) 給食便り

毎月「給食だより」を発行し、食についての情報を発信しています。また、毎月の献立表も配布しています。家庭での食事の参考にしてください。

(4) 食育

乳幼児期は、毎日の生活そのものが食育につながりますが、栽培活動・クッキング保育・教材や食材を使っの様々な取り組みなどの「食育」にも力を入れています。

(5) 食物アレルギー児の給食

子どもの安全を第一に考え、症状の程度にかかわらず、アレルギーの原因となる食物を全て除去します。(完全除去)

除去する食物は医師の診断による診断書(芦屋市作成の様式あり)に基づいて決定し、できる限り代替食の提供をします。診断書は、基本6か月ごとに提出が必要です。また、状況が変わった場合も、そのつど書類の提出が必要です。



3 保健衛生

(1) 病気になった場合

まずは、子どもの治療に専念しましょう。病気の子どもの保育が必要な場合は、病児・病後児保育をご検討ください。病児・病後児保育についてはP49をご覧ください。

(2) 感染症を疑う場合

保育施設は乳幼児が集団で長時間生活するため、感染症はすぐに広がります。感染症が疑われる場合は、必ず医療機関で受診し診断を受けてください。感染症にかかった場合、保育所(園)生活が可能かどうか主治医の指示に従ってください(保育施設へも連絡してください。)。また、感染症の種類によっては登所(園)の際、医師の「登所(園)意見書」(有料)が必要な場合があります。詳しくは、P72をご覧ください。

(3) 保育中の病気又はけが

保育中の発病又はけがのため、集団生活ができないときは連絡しますので、なるべく早くお迎えに来てください。保育中のけがは応急の処置をし、場合によっては医療機関で受診します(治療費は保護者にご負担いただきます。)

(4) その他

- ・ 子どもが集団生活をおくれるか顔色、きげん、便の状態などの健康観察をしましょう。
- ・ 子どもが微熱でも集団保育に適さない場合は、自宅療養をお願いすることがあります。
- ・ 子どもの感染予防のため、予防接種を医師の指示に従い適切な時期に受けましょう。
- ・ 薬は原則としてお預かりしません。

(5) 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度について(市立のみ)

市立保育所及び市立認定こども園は入所と同時に独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入しています。保育所の管理下における負傷、疾病に対して医療保険各法に基づく診療の初診から治癒までに要した医療費総額が5,000円(保険点数500点)以上のものについて、医療費総額の4割相当額の給付が受けられます。

また、給付を受ける場合は、本市の福祉医療制度助成制度(乳幼児等医療、こども医療、母子家庭等医療及び障がい者医療)は適用されませんので、受給者証を使用せず、保険負担診療(2割)で精算してください。給付金は申請し受理されてから3~4か月後に給付されます。

- ★ 私立保育園等については、各保育園等で災害保険等に加入していますが、加入保険によって給付内容や給付手続き等が異なりますので、各保育園等にお尋ねください。

4 入所時のきまり

登所(園)のとき	<ul style="list-style-type: none">・決められた時間までに登所(園)し、タイムカードを押してから当番保育士に挨拶をしてください。・家庭での生活でかわったことがあったり、身体の調子が悪かったりするときは、必ず当番保育士に伝えてください。・仕事がお休みの場合、必ず当番保育士に伝えてください。
降所(園)のとき	<ul style="list-style-type: none">・仕事等が済みしだい、決められた時間までに速やかに迎えにきてください。・買い物等の私用は、迎えを済ませてからにしてください。・迎えに来られたら、タイムカードを押してください。・保育中に変わったことがあればお知らせしますので、当番保育士に声をかけてから降所(園)してください。
休むときや遅れるとき	<ul style="list-style-type: none">・8:30までに、理由もあわせて連絡をお願いします。

<その他のお願い>

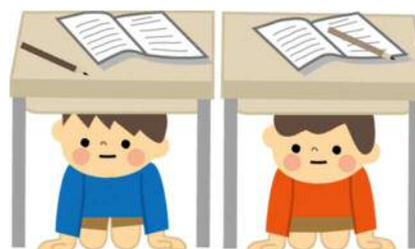
- ① 登、降所(園)は緊急連絡票に記入された決まった安全な道を通ってください。
- ② 原則として保護者又はこれにかわる人が、責任を持って決まった時間に送り迎えをしてください。時間がかわるときや、かわりの方が来られるときは、必ず前もって保護者から直接連絡してください(かわりの人からの電話は受け付けません。)
- ③ 保育施設の門を開けたままにしておく子どもが外に出ることがあり危険です。そのつど、必ず門を閉めてください。
- ④ 自転車、自動車は他の通行の妨げにならないようにし、鍵をかけ、貴重品は手離さないようにしてください。
- ⑤ 毎月の保育、保健、給食についてお便りをお配りしますのでよく読んでください。
- ⑥ 住所、勤務先、勤務時間、保育時間、家族構成、緊急連絡先などが変わったり、保育所(園)等をやめる事情がおきた場合は、「在職証明書」や「変更等願(届)」等を保育施設を通じて子育て推進課に提出してください。
- ⑦ 災害時の対応については、次ページ「災害発生時の取扱いについて」をご覧ください。

災害発生時の取扱いについて

1 警報・特別警報発令時

芦屋市に警報・特別警報が発令された場合の取扱いは以下のとおりです。（特別警報とは重大な危険が差し迫った異常な状況にあり、ただちに命を守る行動を取ることが気象庁から呼びかけられているものです。）。

区分	1号認定 (幼稚園部)	2・3号認定 (保育所部)
警報	<ul style="list-style-type: none"> ● 休園します。 ※ 保育中の場合、休園となりますので、お迎えをお願いします。園から「休園」・「お迎えの時間」をお知らせします。 ● 午前7時時点で発令中の場合 終日休園となります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開園します。 ※ 通園中に危険なことが起こったり、<u>特別警報</u>に変わったりする可能性や不測の事態も起こり得るため、当日在宅される場合（育休中、仕事を休める等）は、ご家庭で保育をお願いします。
特別警報	<ul style="list-style-type: none"> ● 休園します。 【保育中の場合】 休園となりますので、お迎えをお願いします。「休園」・「安否について」をお知らせします。 ※ 翌日以降の開園については園からお知らせします。 ● 午前7時時点で発令中の場合 終日休園となります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 午前7時時点で発令中の場合、休園します。 ○ 午前10時までに解除された場合 施設の安全等が確認された場合、開園となります。（園から「開園時間」をお知らせします。また、給食はありませんので、<u>お弁当をお持ちください。</u>） ● 午前10時時点で発令中の場合 終日休園となります。



2 避難に関する情報発令時

芦屋市全域又は芦屋市の一部対象地域に対し、下表のいずれかが発令された場合の取扱いは以下のとおりです。

区分	1号認定 (幼稚園部)	2・3号認定 (保育所部)
避難準備高齢者 等避難開始 【警戒レベル3】	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象地域の施設は休園します。 ※ 保育中の場合、休園となりますので、お迎えをお願いします。 ※ 開園時期については、施設の状況等を確認の上、園から連絡します。 <ul style="list-style-type: none"> ● 午前7時時点で発令中の場合 終日休園となります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対象地域の施設 ※ 開園はしますが、開園前に発令された場合は家庭保育、保育中の場合はお迎えのご協力をお願いします。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象地域以外の施設 開園します。
避難勧告 避難指示(緊急) 警戒区域の指定 【警戒レベル4】	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象地域の施設は休園します。 ※ 園から「休園」・「安否について」・「避難の有無」・「お迎えについて」等をお知らせします。 ※ 翌日以降の開園については園からお知らせします。 	

3 地震発生時

芦屋市・西宮市・神戸市東灘区のいずれかで、下表のいずれかが発令された場合の取扱いは以下のとおりです。

区分	1号認定 (幼稚園部)	2・3号認定 (保育所部)
震度4 以下	○ 開園します。	
震度5弱	<ul style="list-style-type: none"> ● 休園します。 ※ 保育中の場合、休園となりますので、お迎えをお願いします。園から「休園」・「安否について」をお知らせします。 ※ 翌日以降の開園については園からお知らせします。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開園します ※ 園から「安否について」お知らせします。 ※ 施設の状態、交通機関のマヒ等により、休園となる可能性があることをご了承ください。 ※ 通園中に危険なことが起こったり、特別警報に変わったりする可能性や不測の事態も起こり得るため、当日在宅される場合(育休中、仕事を休める等)は、ご家庭で保育をお願いします。
震度5強 以上	<ul style="list-style-type: none"> ● 休園します。 ※ 保育中の場合、休園となりますので、お迎えをお願いします。園から「休園」・「安否について」お知らせします。避難する場合は「園のシステム」及び「正門での掲示」により連絡する予定です。 ※ 翌日以降の開園については園からお知らせします。 	

4 津波に関する情報発令の対応について

芦屋市を含む地域に下表のいずれかが発令された場合の取扱いは以下のとおりです。

区分	1号認定 (幼稚園部)	2・3号認定 (保育所部)
津波注意 報発令	○ 開園します。	
津波警報 発令 大津波警 報発令	● 2号線以南の施設は、休園します。 ※ 保育中の場合、2号線以南の施設は指定避難所へ避難することとしています。園から「休園」・「安否について」・「避難の有無」等をお知らせします。 ※ 翌日以降の開園については園から別途お知らせします。	

5 台風・大雨など事前に予想される自然災害等への対応について

台風、大雨により次の気象・社会状況等となった場合、翌日以降の市立・私立保育施設が、休所・休園する場合があります。休所・休園は市内の保育施設が対象となりますが、自然災害の種類や状況、各保育施設の状況により、園ごとによる個別の対応を行う場合があります。

判断基準となる気象・社会状況等

- ・ 気象庁等の情報により、大きな災害が予測される場合
- ・ 鉄道事業者（本市を通る鉄道に限る。）による計画運休
- ・ 本市、神戸市又は西宮市の公立学校園の事前（前日から）休校・休園の決定
- ・ その他、当該自然災害等への対応として、上記に類する事象



多様な子育て支援

1 病児保育事業

(1) 病児・病後児保育事業

病気等により、保育施設で集団生活が困難な子どもを一時的にお預かりする事業です。

(ア) 利用できる方

次のすべてに該当する児童

- ・ 芦屋市に居住又は芦屋市の保育施設に在籍する生後6か月から小学6年生までの子ども
- ・ 保護者が就労・傷病・事故・冠婚葬祭の都合により家庭での保育を行うことが困難な子ども
- ・ 当面症状の急変はないが、病気等の回復に至っていない子ども又は回復期の子ども

(イ) 対象となる病気やけが

- ・ 風邪や下痢など、子どもが日常的にかかる病気
- ・ 水ぼうそう、風しんなどの感染症疾患
- ・ ぜんそくなどの慢性疾患
- ・ 骨折やけがなどの外傷性疾患

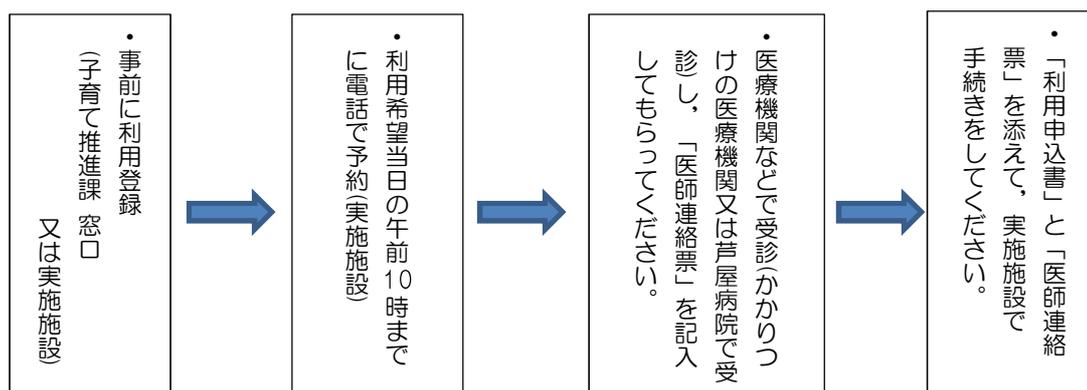
★ 病気の急変の可能性が高い場合や新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症などの場合は、お預かりできないことがありますのでご了承ください。

(ウ) 実施場所・定員・利用できる日時と費用

実施場所	【市立芦屋病院内】 芦屋市病児・病後児保育ルーム(ひよこクラブ) 芦屋市朝日ヶ丘町39-1 TEL: 31-2217	【市立精道こども園内】 (仮称)市立精道こども園病児保育室 芦屋市精道町9番16号 TEL: (未定)
定員	1日あたり4人(最大)	1日あたり3人(最大)(予定)
利用可能時間	・月曜日から金曜日 ・7時30分から18時まで	同左(予定)
休園日	土曜日・日曜日・祝日・年末年始	同左(予定)
利用日数	連続して7日を限度	同左(予定)
費用 (実施施設に納めてください)	・利用料・・・1人1日 2,000円 ※生活保護世帯は減免制度がありますので、子育て推進課へ申請してください。 ・給食費・・・500円(弁当持参も可能です。) ※食物アレルギーの子どもは必ずお弁当を持参してください。	同左(予定)

★ その他、受診に係る費用及び医師からの連絡票などの作成費は保護者負担となります。

(エ) 利用の流れ



(2) 体調不良児対応型病児保育事業

保育施設に看護師や保健師等の職員を配置することで、子どもが保育中に体調不良となった場合に、保護者がお迎えに来るまでの間、安心かつ安全に子どもをお預かりする事業です。

《実施施設》（令和2年10月時点。実施施設については変更となる場合があります。）

- ・ 市立保育施設（6施設）
- ・ 芦屋こばと保育園
- ・ 山手夢保育園
- ・ 蓮美幼児学園芦屋川ナーサリー
- ・ 芦屋こばとぼっぼ保育園
- ・ 茶屋保育園
- ・ はなえみ保育園
- ・ しおさいこども園
- ・ HANA保育園
- ・ 小規模保育 わかば保育園

★ 在園の方が対象です。別途での保護者負担はございません。



2 一時預かり事業

保護者の方が週2～3日程度で働く場合や、病気などで入院し、家庭で子どもをみることができない場合に、就学前の子どもをお預かりする事業です。

① 非定型保育	保護者の就労・職業訓練学校等で平均週3日までを限度とし、断続的に家庭で子どもの世話ができないとき
② 緊急保育	保護者の疾病、出産(産前1か月 産後1か月)、看護、介護等やむを得ない理由で緊急、一時的に家庭で子どもの世話ができないとき

(1) 利用できる方

- 保護者と申込み児童の住民票が芦屋市にある方
- 就学前までの子ども
- ★ 緊急保育に合致しても緊急性に乏しい場合は、非定型保育と同じ取扱いになります。
- ★ 上記①②とも保育士の配置が特に必要な子どもは、お受けできないことがあります。
- ★ 緊急保育は原則として事前申請はできません。

(2) 保育園一覧 (申請する際、実施園については再度子育て推進課まで確認してください。)

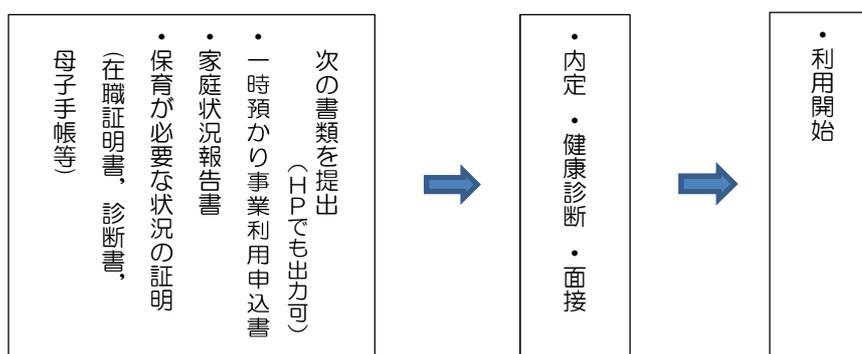
西蔵こども園	1歳児～就学前まで (予定)	山手夢保育園	1歳児～就学前まで
夢咲保育園	1歳児～就学前まで	茶屋保育園	1歳児～就学前まで
はなえみ保育園	1歳児～就学前まで	浜風あすのこども園	2歳児～就学前まで
HANA保育園	1歳児・2歳児		

- ★ 上記1歳児、2歳児とは、当該年度の初日(4月1日現在)の年齢をいいます。

(3) 利用できる日時と費用

利用可能時間	<ul style="list-style-type: none"> 月曜日から金曜日 9時から17時のうち家庭保育が困難な時間 ※ ただし、預かり時間については、園の受け入れ体制もありますので、面接時に再度確認してください。
費用	1日につき2,500円(うち500円は飲食物費) ※ 利用料については、生活保護法による被保護世帯、前年分の市町村民税所得割非課税世帯のうち、母(父)子世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯等の場合は、飲食物費の500円のみとなりますのでご相談ください。 ※ <u>アレルギーのある子どもは弁当持参が必要な場合もあります。</u>

(4) 利用の流れ



3 預かり保育など子育て支援

(1) 市立認定こども園の預かり保育 問い合わせ：子育て推進課 電話：38-2128

- 対象者

市立認定こども園に在園する1号認定子どものうち保護者の就労等や疾病・看護・兄弟姉妹の参観等により保育を必要とする子ども

- 利用可能日数について

利用可能日数については、1か月当たり15日が限度となります。（ただし、保護者の疾病等やむを得ない場合を除きます。）

- 利用区分及び預かり保育料

実施時期	区分	保育時間	預かり保育料(日額)
春季・夏季・冬季 休業日	A	午前9時から午後4時30分まで	1,300円
	B	午前9時から午後2時まで	800円
	C	午後2時から午後4時30分まで	500円
上記以外の日	D	式典終了後から午後4時30分まで	1,000円
	E	午後2時から午後4時30分まで	500円

※ 区分A, B, Dの場合は、給食費（1食230円）が別途必要です。

※ 各区分内の利用時間によらず預かり保育料は定額です。

※ 土・日・祝日・年末年始は実施しません。

※ 世帯の課税状況により、料金が無償となる場合があります。

※ 「保育の必要性の認定」を受けた場合、利用日数に応じて最大月額11,300円まで料金が無償となります。

※ 私立認定こども園は直接施設にお問い合わせください。

- その他

令和3年3月31日時点で4歳児として市立伊勢幼稚園に在籍する園児が進級し、市立西蔵こども園に5歳児として在園する場合は、1か月当たりの利用日数の制限及び利用区分・預かり保育料については従前どおりです。



- (2) 市立幼稚園の預かり保育 問い合わせ：教育委員会管理課 電話：38-2085
 対象：市立幼稚園に通う園児

預かり保育時間は下記のとおりです。

区 分	預かり保育時間(最大)
通常保育時(弁当日)	14時30分～16時30分まで
通常保育時(弁当日以外の日)	11時50分～16時30分まで
春季・夏季・冬季休業日	8時50分～16時30分まで

★ 昼食には弁当をご持参ください。また、おやつもご準備ください。

利用する時間数に関わらず、1日の利用につき下記の日額料金がかかります。

区 分	預かり保育料
通常保育時	日額450円
春季・夏季・冬季休業日	日額900円

- ※ 世帯の課税状況により、料金が無償となる場合があります。
- ※ 「保育の必要性の認定」を受けた場合、利用日数に応じて最大月額11,300円まで料金が無償となります。
- ※ 私立幼稚園は直接施設にお問い合わせください。

- (3) 芦屋市シルバー人材センター キッズサポート“まつぼっくり” 電話：32-1414

乳幼児一時預かりサービス、保育施設・学校への送迎、児童の見守り、産前産後時の家事援助サービス等

- (4) 児童センター(上宮川文化センター内) 電話：22-9229

児童の健全育成事業及び子育て支援事業を行なっています。

- (5) ファミリー・サポート・センター 電話：25-0521

子育ての援助を受けたい人(依頼会員)と子育ての援助を行いたい人(協力会員)が会員となり、子育ての相互援助活動を行う会員制の組織です。(事前登録が必ず必要です)原則として協力会員の自宅にて小学校6年生までの子どもを預かります。

- ◆ 保育施設までの送迎
- ◆ 残業でお迎えに行けないとき
- ◆ 保護者の時間が欲しいとき(美容院・おけいこ・ショッピング等)
- ◆ 子ども連れでは行きにくい外出(病院・参観・冠婚葬祭等)

- (6) 子育て家庭ショートステイ 問い合わせ：子ども家庭総合支援室 電話：31-0643

家族の入院・事故、その他やむを得ない事由で、満18歳までの子どもの養育が一時的に困難になった場合、芦屋市が指定している児童福祉施設で子どもを預かります。

保育施設 Q&A

保育施設 Q & A

☆よくいただくご質問をまとめています。重要な事が含まれていますので必ずご確認ください。

◆入所(園)申請に関すること(全般)

	質 問	回 答
1	認定は必ず受けなければいけませんか	◎ 子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、保育所(園)等の利用に際しては、認定(教育・保育給付認定)を受けることが必要となります。申込み後、原則 30 日以内(4月申請の場合は3月下旬)に認定証を送付します。芦屋市から転出されたり、保育施設を退所(園)された場合は、認定証を保育施設または子育て推進課まで返却してください。
2	2歳児の子がいます。3歳になったら認定は変わりますか	◎ 変わります。3歳の誕生日を迎える前日に3号認定から2号認定に切り替わります。
3	産前産後休暇と育児休暇を取得の予定ですが、何か手続きが必要ですか	◎ 「産前産後休暇 及び 育児休業に関する証明書」をご提出ください。産前産後休暇中は保育標準時間、育児休業中は保育短時間の認定となります。
4	保育所を申し込むと必ず入所できますか	◎ 保育施設入所(園)を希望されている方が、大変多い状況にあります。申請をしても必ず入所できるとは限りません。特に0歳から3歳の児童は、申請が大変多く入所(園)が難しい状況です。希望する保育施設を増やすなど入所(園)できる可能性を高くする方法をご検討ください。
5	保育所の空き情報は公開されていますか	◎ 毎月、芦屋市のホームページに入所児童人数を公開しています(入所人数と待機の人数を確認できます。)
6	定員に空きがない保育所を希望することはできますか	◎ できます。申請時点で空きがなくても、審査までに退所(園)等が生じた場合は、受け入れ可能となる場合があります。申請時点の空き状況に関わらず希望をお書きください。
7	育児休業中でも申請はできますか	◎ 育児休業中でも、申請は可能ですが、 入所(園)後1か月以内に復職してください。 復職から2週間以内に「復職証明書」を利用している保育施設に提出してください。(例)7月1日入所の場合、8月1日付の「復職証明書」も有効です。

	質 問	回 答
8	乳児は何か月から保育所で預かってもらえますか	◎ 生後3か月経過後からです(3か月未満でも申請は可)。ただし、山手夢保育園と夢咲保育園は5月入園以降については <u>生後8週経過後</u> の乳児を受け入れていません。
9	求職中でも申請はできますか	◎ できます。ただし、 <u>入所(園)後3か月以内に就職すること</u> が条件です。入所(園)後、就労(週4日以上かつ1日4時間以上)し、「在職証明書」を保育施設に提出してください。待機中に就労が決まり、認可外保育園(一時預かり事業、ファミリーサポートセンター等も含む)を利用(週4日以上かつ1日4時間以上)している場合は、就労実績のある「在職証明書」と認可外保育園の「在園証明書」を提出してください。
10	幼稚園に通っている子どもを夏休み期間だけ保育所に預けることはできますか	◎ 幼稚園と保育所の二重在籍となるためできません。
11	保育所の見学はできますか	◎ できます。事前に保育施設に連絡の上、なるべく子どもと一緒に見学してください。保育施設内の見学をしたり保育方針等の説明を聞いたりして希望保育所を決めてください。園庭開放を実施している保育施設は、曜日や時間を確認の上見学してください。
12	認可保育所と認可外保育園はどう違うのですか	◎ 【認可保育所】 施設の面積や設備、保育士や調理員の配置などが、国の基準を満たし、県又は市に認可された施設です。 ⇒市に申請します。 ◎ 【認可外保育園】 認可保育所以外の保育施設であり、保育料や保育内容は施設により異なります。 ⇒個別に施設に申請します。
13	出生前に予約申込みはできますか	◎ 出生前に申請はできません。ただし、4月入所(園)の申請については、出生予定での受付をします。
14	2人以上の児童を同時に申し込んでも別々の保育所になる場合もありますか	◎ あります。 ★ 兄弟姉妹の入所(園)に関しては、「教育・保育給付認定申請書兼利用申請書(児童台帳)」の条件事項の欄に希望を記入してください。

	質 問	回 答
15	現在待機中です。令和3年4月入所のために再度申請が必要ですか	◎ 年度ごとに申請が必要です。 ★ 待機中に、家庭状況、就労状況、希望保育所(園)等の変更があった場合は必ず子育て推進課に連絡してください。
16	年度途中で誕生日が来て年齢が変わるとクラスも変わるのでしょうか	◎ 年度の途中で誕生日が来てても クラスは変わりません 。 ★ 令和3年度入所児童年齢表(P2)をご覧ください。
17	月の途中でも入所はできますか	◎ 月途中からの入所(園)はできません。 毎月1日入所(園)のみ となっています。
18	要配慮児ですが、入所はできますか	◎ 入所(園)は可能です。ただし、保育施設の受け入れ状況により入所(園)ができない場合もあります。 配慮が必要な場合や気になることがある場合は窓口でお伝えください。 ★ 申請時に診断書及び発達が分かるもの等、書類を提出してください。
19	アレルギーがあるのですが、何か必要ですか	◎ 「教育・保育給付認定申請書兼利用申請書(児童台帳)」の入所(希望)児童の状況欄に詳しくご記入ください。内定後、入所までに食物アレルギー対応申請書と医師による食物アレルギー対応指示書を提出してください。ただし、原因となる食材や症状の重度な場合等、対応が難しい場合があります。
20	自動車での送迎は可能ですか	◎ やむを得ない場合は、車での送迎は禁止ではありませんが、利用に際しては近隣のご迷惑にならないよう節度ある利用をお願いします。車の利用について制限がある場合もありますので、保育施設を希望される前に、直接保育施設にご確認ください。

◆入所申請に関すること(記入方法・必要書類など)

	質 問	回 答
21	希望保育所の欄が6枠ありますが、すべて記入するのでしょうか	◎ すべて記入する必要はありません。申請が多く入所(園)ができない場合がありますので、可能な限り通える範囲で記入してください。 ★ 通所(園)が可能であれば6か所以上希望することもできます。

	質 問	回 答
22	希望保育所は多く書いた方が有利ですか	◎ 多くご記入いただく方が入所(園)の可能性は高くなりますが、入所(園)後の送迎を考慮し、通える範囲で希望してください。内定を2回辞退すると待機ポイントはなくなります(待機ポイントの加点がない場合は、指数の合計点より1点減点することとなります。)
23	2人以上の児童を同時に申し込む場合、証明書は何人分必要ですか	◎ 人数分の証明書が必要となります。原本1通とコピーを合わせて人数分ご用意ください。
24	同居の祖父母が現在64歳ですが、「在職証明書」の提出が必要ですか	◎ 64歳であれば必要です。入所(園)希望日前日時点で65歳未満であれば、「同居の祖父母等に関する申立書」と保育ができないことを証明する「在職証明書」や医師の診断書が必要です。65歳以上の場合は、「在職証明書」等の書類の提出は不要です。(「同居の祖父母等に関する申立書」のみ必要)
25	証明書の発行日は提出日の何日前まで有効ですか	◎ 締切日より 3か月以内 のものをご用意ください。 ★ 発行日を必ず入れてもらってください。 (例) 9月10日締切の場合、6月1日以降に発行されたものが有効
26	就労内定の状態でしたが、実際に勤務を始めました。何か必要な書類はありますか	◎ 就労実績のある「在職証明書」 を提出してください。認可外保育施設(一時預かり事業、ファミリーサポートセンター等も含む)に週4日以上かつ1日4時間以上預けている場合は、「在園証明書」も併せて提出してください。求職中で申請をされていて就労が始まった場合も同様に、それぞれ証明書を提出してください。
27	病気のため診断書を提出するつもりですが、病名や症状の他に書いてもらうことはありますか	◎ 保育ができない状況(できるだけ詳しく)と療養期間を記載してもらってください。
28	申込みに必要な書類がすべて揃わないと審査の対象とはならないのですか	◎ 審査対象にはなりますが、選考上不利になる場合があります。締切日までに提出された書類に基づいて入所審査のための指数を算定します。そのため、書類の不足や書類に不備があると指数を算定することができず、本来の指数より低く算定される場合があります。 ※ 書類は全て揃えていただくことが前提です。

	質 問	回 答
29	子どもの成長や日々の生活で少し気になることがある場合は、申し出ることで入所に不利になりますか	◎ 不利になることはありません。子どもが保育所(園)等で安心して過ごしていただくために少しでも気になることがあれば必ずお知らせください。ただし、入所(園)に際して、医師の診断書が必要となる場合があります。
30	「在職証明書」に就労実績を記入するのはなぜですか	◎ 入所審査のための指数は「在職証明書」の契約内容と就労実績により算定するためです。就労実績の記入がない場合、就労確認ができないため、本来の指数より低く算定される場合もあります。 ★ 育児休業や休職の期間中においては、就労実績がない場合もあります。
31	待機ポイントの始期はいつからですか	◎ 申込書を提出した日でなく、保育を希望する月の1日からとなります。また、市外の保育施設における待機期間は待機ポイントに加算されません。
32	出産で申し込む場合は、いつから申請は可能でしょうか	◎ 出産の場合は、産前2か月前となっています。 例えば、出産予定日が10月15日の場合、産前2か月前は8月15日となるので9月1日入所希望日となります。したがって申請書類の提出期限は8月10日となります。 ◎ 10月1日の場合、産前2か月前は8月1日(入所希望日)となります。したがって申請書類の提出期限は7月10日となります。
33	育児休業終了又は途中で離職した場合はどうなりますか	◎ 育児休業中に離職し翌日から引き続いて就業した場合は問題ありませんが、日をおいて別の会社に就業した場合は、育児休業ポイントはなくなります。特に4月1日入所申し込みの方は、入所の取り消しになりますので注意して下さい。

◆入所(園)後に関すること

	質 問	回 答
34	現在、認可保育所に入所していますが、他の保育所に転所したいのですが、できますか	◎ 希望があれば、申請してください(用紙は保育所(園)等にあります。)。年度内の途中転所(園)は定員に空きがあれば可能です。令和3年度からの転所(園)希望については10月頃に「変更に係る調査」を在所(園)している児童の保護者に対して実施します。転所(園)希望の場合は期限内に希望保育施設と転所(園)希望理由をできるだけ詳しく書いて締切日までに提出してください。なお、転所(園)については、やむを得ない事情がある場合は考慮させていただきます。

	質 問	回 答
35	転所の申請をして内定となりましたが、事情により転所を取りやめたいのですが、できますか	◎ 内定した場合、転所前の保育施設に別の希望者を受付していますので転所(園)の取りやめはできません。 ★ 改めて転所(園)の申請が必要です。
36	現在、2歳児までの保育所に在籍しています。3歳児になった時はどうなりますか	◎ 2歳までの市内保育施設に在籍している児童については、事前に希望をお聞きし、4月の入所選考に先立って、利用調整を行うこととなります。ただし、必ず希望通りの保育施設に入所(園)できるとは限りません。
37	出産により里帰り出産を考えています。今在園している子は退所になるのですか	◎ 3か月以内の休所(園)であれば退所(園)の対象にはなりません。ただし、休所(園)をされている期間も保育料は発生します。3か月以上休所(園)される場合は、退所(園)となります。

◆保育料に関すること

	質 問	回 答
38	認可保育所(市立・私立)や認定こども園(保育所部)、小規模保育事業で保育料は違うのでしょうか	◎ 同じです。市が保護者の市町村民税所得割の額(保護者合算)に基づき階層区分に応じて決定します。ただし、保育施設によっては制服や帽子など揃えたり、実費が必要となります(詳細はP24~P28)。
39	保護者が海外勤務(単身赴任)しています。保育料はどのように決まりますか	◎ 保育料は世帯で合算して決定します。海外赴任者については、所得を証明できる書類(勤務先の給与証明等)を提出してください。
40	現在2歳児クラスに入所しています。誕生日がきて3歳になると保育料は変わりますか	◎ 誕生日がきても保育料は変わりません。4月1日時点での満年齢が当該年度のクラスになりますので、年度の途中で満3歳になられた場合でも、引き続き3歳未満の保育料が適用されます。令和3年度入所児童年齢表(P2)をご覧ください。